

平成 20 年 12 月 定例会（第 291 回）
12 月 4 日

[今井光子議員代表質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

代表質問項目

- 1 [暮らし優先の来年度予算について](#)
- 2 [雇用対策](#)
- 3 [中小零細企業の支援について](#)
- 4 [介護保険の見直しについて](#)
- 5 [子どもの無保険状態の解消について](#)
- 6 [安心して出産ができる奈良県について](#)
- 7 [中小企業高度化資金について](#)
- 8 [同和対策事業の終結について](#)

平成20年 12月 定例会（第291回）

平成二十年

第二百九十一回定例奈良県議会会議録 第三号

十二月

平成二十年十二月四日（木曜日）午後一時開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	藤井 守
三番	井岡正徳	四番	浅川清仁
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	岩田国夫	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三二番	田中美智子
三三番	國中憲治	三四番	中村 昭
三五番	辻本黎士	三六番	米田忠則
三七番	新谷紘一	三八番	出口武男
三九番	秋本登志嗣	四〇番	小泉米造
四一番	服部恵竜	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

一、当局に対する代表質問

○議長（川口正志） これより本日の会議を開きます。

○議長（川口正志） ただいまより当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。（拍手）

◆三十一番（今井光子） （登壇）今井光子でございます。日本共産党を代表して質問をいたします。

十一月九日、橿原文化会館で、日本共産党は志位和夫委員長を迎え大演説会を行いました。私は当日、司会をさせていただきましたが、千八百人が参加した満席の会場は、最後の拍手が鳴りやまず、どこで終わればいいのか迷うほど、熱気のあふれる演説会になりました。これまで日本共産党と距離を置いてこられた方々が、今の資本主義には先がない、老人をうば捨て、若者を使い捨て、農業は切り捨て、政権は投げ捨てにする、行き詰まった政治の中で、金融不安も重なり、一度共産党の考えを聞いてみようと来てくださいました。

参加者の方は、根っこのところからわかりやすい説明で、日本や世界の未来に希望が持てたと感想を述べています。県民の暮らしに責任を持って、未来に希望の持てる奈良県にしたいと思います。未来を切り開くかぎを握っているのは、憲法九条と憲法二十五条です。平和で、すべての人々の生存権が保障されれば、安心・安全な社会が実現できます。このような立場から、知事並びに福祉部長に質問をいたします。

まず最初は、暮らし優先の来年度予算について、知事に伺います。

二〇〇八年内閣府の国民生活に関する世論調査では、日常生活に不安を感じている人は七〇・八％と、一九八一年の調査以来、初めて七割を超えました。その内容は、老後の生活設計五七・七％が六年連続のトップです。自分の健康は四九％、今後の収入や資産四二・四％となっています。政治に望むことは、社会保障改革が七二・八％ですが、物価対策が五六・七％と、前年比二一・三％と急激な伸びが目立ちました。アメリカ発の金融危機は世界経済の大混乱を引き起し、日本経済にも深刻な影響を与えています。

共産党に寄せられておりますアンケートには、家のローンに追われながら学費を工面して、やっと子どもが就職して楽になるかと思えば、非正規雇用で給料が安く、少ない年金を当てにされ、何もかも高くなって、これで病気になったら本当に心配です。また四十代の女性は、お給料日が来ても、家のローン、公共料金、保険、税金、学費など、ほとんど出ていってしまい、手元に残ったお金でやっていくのかと思うと悲しくなる。子どもに食べさせるくらいのは安全なものと思うが、理想には目をつぶり妥協する日々。旅行なんか行けません。習い事の一つもさせられません。何か突然の支出があってもどうにもなりません。三、四時間しか寝ないで働いて、こんな暮らしなんですかと、びっしり書き込まれたものが返ってきています。

アメリカと大企業の要望をもとに進められてまいりました小泉構造改革は、国民に格差と貧困を広げてきました。世界的金融危機のもとで構造改革のもとになった考え方、新自由主義の神様と言われたアラン・グリーンスパンが、ついに米国議会で二十三日、自身の

自由市場理論の欠陥を認め、世界観が間違っていたと述べています。小泉元総理も早々と引退を表明しました。麻生内閣は、景気対策最優先と言っていましたが、第二次補正予算は来年へ先送りになり、相変わらず社会保障費二千二百億円削減など、このような国民生活の抜本的支援をする対策が含まれておりません。空気が読めない、解散やらない、漢字読めないの麻生ＫＹ内閣に国民が失望しています。大企業、大銀行応援の輸出構造を支援する外需頼みの経済ではなく、社会保障を拡充して雇用を守り、国民の暮らしを応援して懷を温め、内需拡大の政策に転換することが必要と考えます。

知事は、来年度の予算編成のテーマに医療福祉の充実を掲げ、その中で、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域密着型のサービスの充実などを挙げておりますが、どのような施策を考えているのか、お聞かせください。

次に、雇用対策につきまして、知事並びに福祉部長に伺います。

アメリカの金融危機に端を発し、輸出に依存しておりました自動車、電機など輸出大企業を中心に、派遣社員の大リストラが計画されています。厚生労働省の調査では三万人を超えました。また、連合総合生活開発研究所の調査によれば、景気後退を受けて、働く人の四人に一人が失業の不安を感じています。この年の瀬に首切りは絶対に許すことはできません。大企業は大幅減益とはいえ、大企業全体で二〇〇八年末で二十四兆円もの利益を上げる見通しを立てており、これはＩＴバブルと言った二〇〇〇年を上回る規模です。県下でも、大手工作機械メーカー森精機の奈良第一工場で働く数十人が十一月で職場を追われ、来年二月までには三工場で働く六百五十人の派遣を二百三十人にまで削減する再編計画をまとめました。

突然の解雇を告げられた三十二歳の男性は、大学を出て運送会社やリース会社を経て、二年前から派遣社員として働き、契約三カ月は自動更新され、手取りは残業が多い月は三十万円近くになり、ことしの夏には工場の管理職から、正社員にする派遣社員を人選中できつと選ばれる、と声をかけられ、人並みに家庭を持てると光が見えてきた途端に、がけから突き落とされたと肩を落としています。雇用破壊を食いとめることが最大の景気対策です。労働者の雇用を安定させるための事業主の努力を助長するように努める。雇用保険法第一条は、これは国の責任です。

先日、日本共産党は労働局に、解雇・雇いどめの実態を把握し、雇用確保の指導を強めていただきたいと要望してきました。現状は、一カ月三十人以上のリストラは通告義務がありますが、それ以下のところや派遣などは実態把握すらされておりませんでした。その後、全国調査が明らかにされました。

知事に伺います。県は今後とも労働局とよく協議し、県内の派遣労働者の雇いどめの実態をつかみ、就労支援、職業訓練、住宅保障など、必要な対策を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

離職者支援資金貸付制度は、失業によって生計の維持が困難になった世帯に、再就職までの期間、月額二十万円以内の生活資金を貸し付けるもので、昨年、奈良県では、たった

八件しか利用がされていません。私も相談を受けたとき紹介しましたが、保証人がいないことや借金があるなどの理由で、借りにくい制度になっています。もっと借りやすい制度にすることも必要です。

福祉部長に伺います。リストラのあらしが吹き荒れる今こそ、離職者支援資金貸付制度を広く知らせ活用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目は、中小零細企業の支援について、知事に伺います。

原油価格の高騰の影響で、材料費が上る一方、売り上げが減少し、中小企業はこのままでは年が越せないと厳しい状態が起きています。このたび国は中小業者の要望にこたえる形で、従来の制度融資の枠を超え、原材料価格高騰対応等緊急保証制度を創設しました。中小企業庁は、セーフティネット保証五号の原材料価格高騰対応等緊急保証制度の対応について、全国信用保証協会に対し、貸し渋り、貸しはがしが起きないように、周知徹底を求める通知を送りました。

その内容は、親身な対応や迅速な保証手続に努め、経営実態や特性を踏まえた上で対応すること、新規保証のみならず保証付き貸付金の返済、一本化への協力など柔軟な対応を図ること、金融面からの支援にとどまらずに、経営支援やアドバイスに努めることを求めています。

新聞報道によりますと、緊急保証制度が実施されました十月三十一日から一週間で一万一千人の相談が殺到し、七百五十一件、一千五百億円の保証が実施されています。また、地域の中小業者の声として、既に借りている債務の返済条件の緩和や猶予などの要望が共通して出ております。さらに、市町村の窓口では、赤字決算を理由に認定されない事態が起きていていると聞いておりますが、中小企業庁は全国商工団体連合会の申し入れに、赤字決算や税金を滞納・分納している中小業者が活用できるよう、積極的に相談に応じると回答しています。県として、中小企業庁の回答を踏まえ、年末、年が越せないと困っております中小企業がこの融資を使えるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大企業は、円高の犠牲を下請いじめに転化しています。利益確保のために強引な単価の引き下げを行っています。下請代金支払遅延等防止法は、親事業者による下請代金の減額、買いたたき、支払い遅延、物品の不当返品、受領拒否などを禁止しており、製造、修理に加え、サービス部門も対象になっています。また、下請中小企業振興法の基準の中には、経済状況の急激な変化の影響を不当に転化しないこと、単価については下請の適正な利益を含むこと、納期については労働時間短縮など、労働条件の短縮が可能となるように協議することを定めています。さまざまな下請いじめを聞いていますが、県としては、このような内容の相談を受ける体制や、どんな支援をしていただけるのか伺います。

次に、介護保険の見直しについて、福祉部長に伺います。

介護保険制度が始まって八年がたちました。介護を社会で支えるという目的のはずでしたが、総務省によりますと、家族の介護・看護で職場をやめた人の数は、二〇〇六年一年間で十四万四千人、前年より四万人ふえ、過去十年で最多になっています。その八割が女

性です。また、在宅で介護をする人の一割が八十歳以上です。ところが、介護保険は保険料だけは天引きされていますが、いざというときに頼りにならない、こんな制度でいいのかと疑問の声が出ています。また、劣悪な労働条件のために深刻な人材不足が、制度存続にかかわる重大問題になっています。

介護保険は、三年ごとの事業計画の見直しで、来年の四月には第四期事業計画が始まります。それに向けて、各自治体では今、見直し作業が行われております。これまでの見直しでは、保険料が全国平均で二〇〇三年で一三%、二〇〇六年には二四%も値上げになりました。全国平均で月額四千九十円、奈良県では三千九百五十七円です。増税や物価高、後期高齢者医療保険料の年金天引きなど、これ以上の負担は大変です。国では介護認定を厳しくしサービスを制限したため、必要な介護が受けられなくなった結果、予算が二〇〇六年で五百五十億円、二〇〇七年で九百億円も余った結果になりました。

奈良県では、計画期間の給付見込み等の〇・一%を条例に基づいて財政安定化基金で積み立てていますが、残高が幾らあるのでしょうか。県が条例で基金の積み立て率を定めると、国、県、市町村も同じ割合になります。余っていれば率について見直し、少しでも保険料が下がるようにしていただきたいと思います。第四期事業計画に向けて、県としての基本的な考え方を伺います。

五つ目には、子どもの無保険状態の解消について、福祉部長に伺います。

親の貧困を反映して、国民健康保険料が払えないため保険証のない子どもが全国で約三万人もいることが明らかになり、マスコミでも取り上げられています。厚生委員会で私も何度も取り上げてきましたが、やっと厚生労働省が市町村に対して、機械的取り扱いをしないように通知を送りました。子どもに責任はありません。

国の行った全国調査では、奈良県で九月十五日現在、十市町村、五十八世帯七十八人になっています。その後、奈良市では二十五世帯三十四人に交付されたと聞いております。保険証のない子どもたち全員に保険証が行き届き、奈良県では保険証がなく医療にかかれな子どもは一人もいなくなるように、市町村を指導すべきと考えますが、いかがでしょうか。

六点目は、安心して出産ができる奈良県について、知事に伺います。

五月に医科大学に総合周産期母子医療センターがオープンして半年がたちましたが、医師・看護師不足のために、二十一床のNICUが十二床しか稼働していないと聞いています。後方ベッドが不足しており、早急な対応が必要です。また、小児科と同じフロアでスペースも狭く、小児科医が周産期センターに行ったために、小児科医療にもベッドが減るなどと影響が出ていると聞いております。また、済生会中和病院ではことしの四月から、また県立三室病院では来年の四月から分娩を取りやめるとのことで、地元では不安や心配の声が出ています。一方、広陵町では、来年、助産師が合同でパースセンターを開く予定になっております。高田市立病院では助産師外来を開くなど取り組みが進んでいます。こ

のような状況を踏まえ、県として、安心してお産ができる奈良県に向けて、どのような体制を進めようと考えているのか伺います。

さて、医療現場では、平成十八年、三十歳未満の医師のうち女性の占める割合は、産婦人科医が七三・一%、小児科医が五〇・一%となっております。看護師・助産師も女性が圧倒的多数を占めております。奈良県で安心してお産ができる体制をつくる上で、女性が働きやすい環境をつくることは不可欠な課題です。奈良県では女性の就労率が全国で最も低く、家事労働は全国一長い県になっています。夫の帰宅時間は平均が午後八時七分で、全国一遅い県になっています。核家族世帯の割合も全国一です。保育所数が少ないのも全国一です。一人、子どもと悪戦苦闘しながら子育てをしている若いお母さんが思い浮かびます。働きたくても、標準保育時間が四時半では仕事を続けることが困難です。

ある雑誌に、女性が働きやすい職場ですと紹介された記事が載っておりました。産休代替要員制度、早朝から夜間、休日、二十四時間対応の緊急一時保育、病児保育もできる、二十四時間いつでも預けられる保育所、病後児保育オーケーです。さて、この職場はどこでしょうか。その答えは自衛隊です。これだけのことが院内保育所などでできれば、もっと働きやすくなります。子育てのために仕事をやめなくても済むようになります。

私自身、病院で働きながら二人の子どもを育ててきましたが、産休明けから見てもらえたことや、公立保育所が六時までで、仕事が遅くなるときは、病院の運転手さんが公立保育所に迎えに行ってくれて、院内保育所に連れてきてくれる。そこで夕食も食べさせてもらう。台風など保育所が休みになるときも院内保育所で見てもらえるなどのきめ細かいフォローがあって、働き続けることができました。何が働くことを困難にしているのか、関係者の意見をよくつかみ、きめ細やかな対策をとる必要があると思います。

そこで伺いますが、安心してお産ができる体制をつくるために、医療の現場における女性が働きやすい職場づくりが不可欠だと考えますが、県としては、今後どのような取り組みをしようと考えておられるのか伺います。

七番目に、中小企業高度化資金について、知事に伺います。

ヤマトハイミールの中小企業高度化資金問題が発覚し、議会で取り上げ始めてから七年になります。今、大阪高裁で裁判が行われ、来年には判決の見通しですので、八年目を迎えることになります。奈良県の同和タブーを乗り越えるのに相当な時間を要しました。議会では何を質問しても、問題ありませんの一点張りでした。裁判では、返済猶予の手続をだれがしたかの質問に、組合の経理担当の理事長の妻は、県の人か部落解放同盟の人がやってくれたと証言しています。県が二十億円も貸しながら、わずかな返済で八年間も条件変更して返済猶予を繰り返してきたのは行政の責任を怠っているという住民訴訟は、全国の戦いと連動して、一審で組合に対し支払い命令が出されました。また県に対しても、平成十三年度以降の債務管理については強制的な回収をすべきとの判決が出ました。

県は、知事が交代して以後、やっと組合への請求、連帯保証人への請求、そして七月二十三日、破産申し立てを行いました。偶然にも同じ日に理事長が亡くなっています。同和

対策の高度化資金焦げつきは、高知県、徳島県、和歌山県でも同様の問題が起きています。共通する問題は、部落解放同盟と県行政、県職員との癒着構造の中で、乱脈・不公正な同和行政が行われてきたことです。高知県では、橋本前知事と県の関係者に対して二千万円の損害賠償が求められ、和解しました。住民側としては、貸し付けをして債務管理を怠ってきた柿本前知事も責任の一端があり、県に損失を与えたとして賠償を求めています。

知事は、ヤマトハイミールに対する高度化資金貸し付けに対し、どのような認識を持っているのか伺います。また、今日まで幾らの返済が行われ、最終的に県民に損失を与えないよう、今後の回収の見通しを伺います。

最後に、同和対策事業の終結について、知事に伺います。

平成十三年度をもって、三十三年間続いてきた同和対策特別措置法の期限が終わりました。県はそれまで四千八百十三億三千三百万円を同和対策事業につぎ込んできました。それによって環境改善など大きく進み、地域の格差がなくなって、地域の交流も進みました。同和問題は封建時代の身分差別が残されてきたところにある問題です。結婚も仕事も住む場所も自由に選ぶこともできなかった時代とは変わり、だれと結婚しようとも、どんな仕事につこうとも、どこに住んでいようとも、今は自由です。結婚、職業選択、居住が決められていた時代とは様変わりし、もはや若い世代では差別の壁を破っています。今必要なことは、国から地方に至るまで、一切の同和行政の終結です。そして、乱脈・不公正な同和行政の後遺症、負の遺産を根絶することが最も重要な課題です。

県は、同和を人権に置きかえて、いまだに特別対策を続けております。障害者差別や外国人差別をなくすことは、それぞれの違いを認め合い尊重することで実現できますが、同和問題はそもそも違いがありません。それらを人権でひとくくりにして対策を行うには無理があります。県は人権問題が後を絶たないとして、インターネット差別書込み対策事業や、今年度は第六十回全国人権・同和教育研究大会を開くのに一千万円もの補助を出すなど行われておりますが、これ以上の施策を続けることは、かえって逆差別につながり、同和問題の解決にマイナスです。すべての国民が日本国憲法に定められた基本的人権が保障される大原則が貫かれ、日々の暮らしの中で生かされていくことが基本となるべきです。

それは、旧同和地域住民であるか否かを問わず、住民の間にある共通の要求や課題実現のために運動を進めていくことが、差別をなくす確かな道のことだと思います。県下の市町村では財政厳しい折、人権に名を変えた同和行政をやめたいが、県が行っているのでやめられないとの声も聞いております。県は人権に名を変えた同和行政はきっぱり廃止すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。答弁によりましては自席から再質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初は、来年度予算の暮らし優先の部分についてのお問い合わせでございます。

ことしの五月に地域医療等対策協議会を発足させまして、奈良県の医療・介護・福祉のあり方について検討を進めております。その中の部会の一つに健康長寿部会というのがございますが、その中心的なテーマが、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域ケア体制の構築でございます。協議会での結論は、多くの部会の中でさまざまな検討がまだ必要な状況でございますので、もう一年かけて議論を進めたいと思っておりますが、協議会の議論の中で、来年度に実行できるものは予算化し実行することを考えております。どのようなものが来年度に実行可能で、どのようなものがさらに検討を要するかについては、同協議会で中間的取りまとめを行い分類することとしております。

したがって、来年度にどのようなものが反映されるかにつきましては、今しばらくの議論が必要でございますが、現在までの検討で考えられる施策について、例示的に申し上げますと、高齢者につきましては、介護サービス基盤整備の充実を図るための特別養護老人ホームなどの計画的な整備と、在宅介護に欠かせない、いわゆる小規模多機能型居宅介護などの基盤整備の充実、また障害者につきましては、地域生活への支援や就労支援を図るため、圏域単位での広域的・専門的な総合相談支援体制の充実や、福祉施設で働く障害者の工賃倍増に向けた事業所の意識改革・販路拡大などの取り組みへの支援、また、障害者が企業で就職するために職場実習を行う際の円滑な実習に対する支援などでございます。今後、幅広く意見を伺いながら、暮らしの向上施策を構築してまいりたいと考えております。

次に、雇用対策につきまして、派遣労働者支援についてのお問い合わせがございました。

厚生労働省が十一月二十八日に公表いたしました非正規労働者の雇いどめ等の状況の調査がございました。全国で三万人ということでございますが、本県では十二人ということでございます。大変少ない数字に見えるわけですが、もう少し詳細に見てみますと、本県では十二人と極めて少ないわけですが、大阪、高知の派遣労働者の雇いどめはゼロ、東京は三人となっており、緊急的な調査とはいうものの、実態を正確に反映しているものとは思われないと認識しております。

派遣労働者の雇いどめの実態を把握することは、各種の雇用対策を講じていく上で基礎となる部分であるので、労働局に対して、地域の派遣労働者の雇いどめの実態を適切に把握するよう、また、県で必要とする資料を教えていただけるように申し入れを行っていきたいと思っております。

また、本県では、派遣労働者を含め非正規労働者が全国的に見ても多く、さらに有効求人倍率も低く、雇用情勢の悪化が今後見込まれることなどから、課題を明確化し有効な処方せんを検討するため、雇用問題研究会を十月に緊急に立ち上げ、検討を進めてきておるところでございます。検討結果を踏まえて、県内の派遣労働者への必要な対策を講じていきたいと考えますが、必要に応じ、来年度予算への反映もしてまいりたいと思います。

また、国の第一次補正予算において、国と県が共同して雇用の開拓やマッチング等により就職支援を行う緊急地域共同就職支援事業が創設されております。また、第二次補正予

算案でも、非正規雇用対策をはじめとする雇用関連事業に重点が置かれているほか、さらなる雇用対策も検討されているとの報道もございます。これから出てくる対策も含め、そのような施策を活用して、県内企業の人材確保支援、就職支援、キャリア形成支援、就業者雇用の推進など、地域の実情に合った総合的な雇用対策を展開していきたいと考えております。

中小零細企業の支援について、原材料価格高騰対応等緊急保証制度についてのご質問がございました。

ご指摘のように、米国のサブプライム問題に端を発する百年に一度と言われる世界的な金融市場の混乱により、経済情勢は不透明感を強めております。中小企業の資金繰りの悪化が懸念されているところでございます。このような状況において、県では、制度融資のセーフティネット対策資金の中に緊急特別対策資金を十一月十日に創設いたしました。三週間で三百八十八件、七十三億円の申し込みがございました。県内の中小零細企業者への支援につながっているものと思います。また、私からも県内金融機関のトップに対し、年末に向けた円滑な資金供給を要請いたしました。

制度融資に関する信用保証協会の保証承諾について、中小企業庁より、赤字決算の企業であっても、形式的に判断するのではなく、その企業の経営実態や特性を踏まえた上で、債務の償還可能性を判断し保証を行うよう新たにガイドラインが示されており、本県の信用保証協会においても、これに沿って対応しているところでございます。

議員が新聞報道ということで、赤字のみならず税金を滞納・分納している中小企業者が活用できるよう、積極的に相談に応じるよう、中小企業庁が返事をしたということでございますが、このことにつきましては、中小企業庁に直接県が確認いたしました。税を滞納・分納している企業に対し、制度融資に積極的に応じるよう指導したことも、する予定もないということを確認しております。

本県の制度融資については、県の財政負担により利子補給や保証料補給が措置されていることから、税の滞納や分納に関しては、県制度融資基本要綱において、融資申し込み時点において県税の滞納がないことを条件としており、県税を完納していただくよう指導しているところでございます。

年末に向けて、経済情勢が一層厳しくなることが予想されることから、円滑な資金供給に向けて、県民だより等を通じて、緊急特別対策資金と相談窓口の積極的な周知に努めてまいりたいと考えております。

下請いじめ対策についてのお問い合わせがございました。

下請代金支払遅延防止法というのがございますが、親事業者から不適正取引の強制等が禁止されております。しかし、近年、グローバル化等による競争の激化を背景にして、中小企業等下請企業へのしわ寄せが全国的に問題となっております。こうしたトラブルに対処するため、本年四月、各種相談や紛争解決支援を行う下請かけこみ寺を全都道府県に開設することとされました。本県では中小企業支援センターが対応しております。

本県では、四月以降現在まで、契約外の負担要請に関する相談が一件寄せられております。なお、全国では半年間で、支払い遅延、代金減額、買ったたき等に関する相談を中心に、千五百件余りの相談が寄せられております。大変少ない数でございますが、下請におけるいじめがないというふうに即断できないものと思います。

四十七都道府県に整備されている下請かけこみ寺の相談件数と相談内容から見て、本県においても現実の下請いじめが少ないととらえるのは早計だと思います。件数の少ない大きな要因は、下請かけこみ寺の存在が十分にPRされていないことと思います。また、本県の実態として、このような機関に相談を行い、公的機関が調整することで、かえって関係が悪化するといったような古い企業風土があるとも推察されるところでございます。

下請取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続、ADRを用いて調停手続を行う支援等も用意されておりますので、困っておられる企業は積極的に相談に乗られることが望ましいと思います。

今後、金融危機を契機として、経済情勢がますます厳しくなると見込まれることでございますので、この下請かけこみ寺の周知を図り、もっと利用されるようにしていきたいと思います。また、相談の実績を上げることにより、下請いじめの実態の把握もできると思いますし、効果的な支援のアイデアも出るものと考えております。

安心できるお産づくり体制についてのご質問が私にございました。

奈良県におきましては、昨年八月に妊婦搬送事件が発生いたしました。緊急に立ち上げた調査委員会で対策を検討し、具体的な対策を講じました。その中には、輪番で在宅当番を実施する医院に対して補助金を交付し、夜間の診療体制を充実するといったことや、県立医科大学附属病院などにNICU及び後方病床を整備し、総合周産期母子医療センターを開設するなど、措置いたしました。しかし、看護師不足のため総合周産期母子医療センターがフルオープンできなかったり、県内の産科医が不足して十分なお産の体制が組めない状態が続いていることは、議員ご指摘のとおりでございます。

このような状況の中で、どのように安心して出産ができる体制を確保していくかについては、本県にとって最重要課題の一つだと考えております。地域医療等対策協議会の産婦人科・周産期医療部会でも協議を進めてもらっております。

その中で、産科医を緊急に確保することが困難の中で、ハイリスク分娩については産科医が担い、正常産については助産師が担う必要があるという議論がされております。助産師が妊娠から分娩・出産まで対応できるようスキルアップを行い、助産師外来や院内助産所において分娩を担えるようにすべきとの方向性も示されております。県といたしましても、このような線に沿って、今後、スキルアップのための研修内容や実施機関について、具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

また、産科医や小児科医、さらには医療全体を支える看護職員の確保が必要でございます。そのためには、女性にとって働きやすい職場づくりも重要だと考えております。

議員がご指摘になりました院内保育所でございますが、院内保育所の運営に対して、保育士の人件費の補助を従来行っております。十四万円掛ける人数掛ける運営月数というのが予算措置でございます。また、二十四時間保育や病児保育の取り組みに対しての補助金の加算措置を講じております。二十四時間保育に対しては十六万円掛ける運営日数、病児保育につきましては十九万円掛ける運営日数ということでございますが、平成十九年度には十五病院に対して補助しておりますし、平成二十年度においても十五病院に対して補助する予定でございます。二十年度の予算額は四千七百万円を計上していただいております。このような補助を利用いたしまして、院内保育所を設置する病院の増加に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、地域医療等対策協議会の医師確保部会におきまして、女性医師に対する支援方策についても議論がございます。例えば、短時間の勤務でも正規雇用として扱うことにより、離職防止や復職の支援を行う仕組みを創設できないかといったようなことでございます。県でもこれらの施策の具体化について検討していきたいと思っております。

ヤマトハイミールについてのご質問がございました。

ヤマトハイミールに対する中小企業高度化資金の貸し付けについては、県と当時の中小企業事業団が共同して事業計画などについて検討した上、適切な貸し付けを実行したものと考えております。また、債権管理については、業界の構造改善と悪臭公害の解消という公益的な目的を勘案しながら、適切に行ってきたものと考えております。しかし、業界を取り巻く経済情勢が悪化し、平成十九年七月に組合の事業継続が困難となり、経営破綻いたしました。このような経緯の中、県の債権回収が困難となっていることは遺憾であると認識をしております。

県といたしましては、同組合の破綻後、組合及び連帯保証人に対し、法的措置も含め厳正に債権回収に取り組んでいるところでございます。現在まで、連帯保証人の一人から、個人資産である自宅を売却させ七百万円余りを回収いたしました。回収額は合計約一千万円となっております。

今後、さらなる回収に向け、担保である工場の敷地、建物、機械設備の競売に着手しており、来年一月には入札を予定しております。また、組合及び連帯保証人である理事長の相続人に対する破産申し立ても行ったところでございます。今後とも、法に基づく厳正な債権回収を進めてまいりたいと考えております。

なお、回収額の予測でございますが、工場、建物と機械設備は極めて限られた特別の用途に用いられており、他の用途への利用は極めて困難であり、除却費用も相当額必要でございますので、回収額は厳しいものが見込まれております。

最後に、同和対策事業を終結すべきというご意見、ご質問がございました。

県では、同和対策事業特別措置法等に基づき同和対策に積極的に取り組んできた結果、生活実態面における格差は大きく改善されたと認識しております。また、ご議論ありまし

た結婚についても、今の若い世代では就労先の拡大や教育・啓発の効果もあって、地区と地区外との結婚が極めて多くなっていると聞いております。

しかし、その結婚にいたしましても、県が実施したアンケート調査、平成十四年でございますが、約七割が結婚差別はあると回答されております。また、部落差別に関して、インターネットへの差別書き込みや戸籍謄本の不正取得事件が発生するなど、差別意識が根強く存在しております。

したがって、国の地域改善対策協議会の意見具申が平成八年にございましたし、県の同和対策協議会の建議が平成十二年にありましたが、それぞれで指摘されておりますように、特別措置法の失効で特別対策はなくなったからといって同和対策がなくなるというわけではなく、差別がある限り、一般対策としての同和対策は必要と思います。別の言葉で言えば、同和対策は終了するのではなく、人権行政に普遍化して実施されるべき課題であると考えます。

もちろん、差別は個別、具体的でございますので、同和問題や障害者・外国人差別など、各個別課題ごとの施策展開なしに課題の解決はあり得ず、普遍的アプローチと個別アプローチの双方相まった取り組みが必要と認識しております。また、個別、具体的な差別の解消には、法の支配、法もとの平等の考えのもと、司法、裁判所が主たる役割を果たすべきと考えます。

県の人権施策に関する基本計画が平成十六年になされましたが、それにおいても、このような考えに立っております。これまでの同和対策の成果を大切にしながら、引き続き同和問題を人権問題の重要課題の一つとして位置づけ、人権行政の総合的な推進に努めてまいりたいと考えております。

私の質問は以上でございます。あとは福祉部長に答弁をさせたいと存じます。

○議長（川口正志） 稲山福祉部長。

◎福祉部長（稲山一八） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、三点ご質問がございました。

まず一点目、雇用対策について、離職者支援資金貸付制度を広く知らせ活用すべきと考えるかどうかというご質問でございます。

離職者支援資金貸付制度は、生活福祉資金の中の一つのメニューとして平成十四年三月に制度が創設され、奈良県社会福祉協議会で貸し付け実施されているところでございます。

この制度は、失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長・促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に再就職までの間の生活資金を貸し付けるものであり、その内容は、貸し付け限度額は月額二十万円以内、単身世帯は十万円以内、貸し付け期間は十二カ月以内、貸し付け利率は年三%、償還は六カ月間据え置き後七年以内で償還となっております。これまで、実施主体であります奈良県社会福祉協議会及び窓口となる市町村社会福祉協議会において、リーフレットの配布や広報誌への掲載などにより周知を図ってきたところでございます。

貸し付け実績は、制度の発足から平成十九年度末までの六年間で百十八件、一億七千九十万円となっておりますが、ご指摘のとおり、貸し付け件数は平成十七年度以降、十七年度が十件、十八年度が十三件、十九年度八件と減少傾向となっております。県といたしましては、昨今の経済情勢や雇用情勢から、本制度が失業者世帯の自立を支援する上で有効なものと考えており、県社会福祉協議会等と連携し、制度の周知と活用に努めてまいりたいと考えております。

二点目は、介護保険の見直しについて、財政安定化基金の残高はどの程度あるのか、また、積立金が余っているなら積み立て率について見直し、少しでも保険料が下がるようにしていただきたいと考えるが、四期の事業計画に向けて、県としての基本的な考え方についてのご質問でございます。

介護保険財政安定化基金は、介護保険の保険者である市町村において、予想を上回る給付費の増や保険料収納不足により保険財政に不足・赤字が生じた場合、直ちに一般財源を繰り入れなくてもよいように、市町村に対し、給付費の増による財政不足に対しては貸し付けし、保険料収納不足に対しては交付を行うために、介護保険制度創設時より県に設けられているものでございます。

基金の財源は、国・県・市町村で三分の一ずつ負担をしております。平成二十年度までの第三期事業計画期間の拠出率は、事業計画期間中の介護保険給付見込み額に対する〇・一％と県の条例で定めているところでございます。

これまで、介護保険財政に不足が生じた市町村に対し、平成十二年度から十四年度までの第一期には九市町村へ六千五百八十六万二千元、平成十五年度から平成十七年度までの第二期には十市町村へ九千二百六十五万四千円の貸し付け・交付を行ったところでありまして、その結果、基金の残高は、平成十九年度末で運用益と合わせまして約三十億二千八百万円となっております。

これまでの貸し付け・交付実績からすると、基金は十分造成されていると考えており、第四期計画期間における拠出率につきましては、第四期計画期間の介護保険給付見込み額等を見据え、現在検討しているところでございます。

三点目は、子どもの無保険状態の解消について、被保険者証のない子どもたち全員に被保険者証が行き届き、奈良県では被保険者証がなく医療にかかれない子どもたちは一人もいなくなるように、市町村を指導すべきではないかというご質問でございます。

本県における九月十五日現在の滞納世帯数は三万八千八百四十五世帯あり、千五百七十九世帯に窓口で医療費の全額を一たん支払わなければならない被保険者資格証明書を交付しておりますが、そのうち、中学生以下の子どもがいる世帯への被保険者資格証明書の交付状況は、議員お述べのとおり、十市町村の五十八世帯七十八人となっております。

被保険者資格証明書を交付する際の留意点について、本年十月三十日に出されました厚生労働省の通知では、次の四点について示されております。

まず一点目は、被保険者資格証明書を交付する際には、事前通知だけではなく、電話や個別訪問等により滞納者の実態を把握すること、二点目は、被保険者資格証明書を交付する前に、短期被保険者証を活用し、できるだけ滞納者との接触の機会を確保すること、三点目は、子どもの養育環境に問題のある世帯には、児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること、四点目は、子どもに医療を受けさせる必要が生じた場合には、緊急的に短期被保険者証を交付することの四点が示されているところであります。

これを受けまして、県におきましては、この通知に沿って、市町村に対しまして、子どもがいる世帯については、短期被保険者証の交付を含め、よりきめ細かな対応に努めるように指導させていただいたところであります。

この結果、国の調査後におきまして、滞納の解消、社会保険への加入等があった方を除く九市町村、五十世帯七十人につきまして、奈良市をはじめ四市町の三十三世帯四十八人には被保険者資格証明書を回収し、短期被保険者証の交付がされました。また、残りの五市町村の十七世帯二十二人につきましても、被保険者資格証明書を継続交付するものの、子どもが病院にかかる必要が生じた緊急時には、短期被保険者証を交付する扱いとされたと把握しているところでございます。

いずれにいたしましても、県といたしましては無保険の子どもが生じることは好ましくないと考えております。現在、子どもだけに被保険者証を交付できるようにする国民健康保険法の改正の動きがあり、県といたしましても、できる限り早期にそのように改正されるよう期待しているところであります。

以上でございます。

○議長（川口正志） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ご答弁ありがとうございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、雇用の問題ですけれども、今、やはり景気対策の柱にしないといけないのは、雇用と中小企業支援ではないかというふうに思っております。サービス残業の根絶や有給休暇を完全取得すれば、民間の消費の拡大が国内生産に波及して、国内生産が二四・三％ふえるというような、労働運動総合研究所で発表した試算が出ております。知事は国の方の新たな雇用対策で県で具体化していくというふうに言われておりまして、ぜひ進めていっていただきたいと思いますが、その際に、今県内で働いております労働者の方のサービス残業の根絶とか有給休暇の完全取得とか、こうしたところもぜひ視野に入れて、この雇用対策を進めていっていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それから、緊急保証制度ですけれども、三百八十八件、七十三億円は、これは申し込みでしょうか。実績でしょうか。ちょっとその点がわかりにくかったものですから、わかりましたら、その点をお尋ねしたいと思います。

離職者支援制度は、県の広報などを使いまして、ぜひこういう制度が今あるということを広く知らせていただきたいというふうに、この点は要望しておきたいと思います。

それから、介護保険の問題です。県の資料を見ますと、平成十八年度の介護保険の計画値が六百七十億円、実績が六百二十億円、その差額が五十億円です。平成十九年度も計画値が七百十億円、実績値が六百五十億円で、その差額が六十億円ということになっております。今、部長の答弁では、奈良県の基金が三十億円ほど積み立てがあるということですが、これを仮に千分の〇・五にするだけでも、三十一万二千人の第一号被保険者の保険料に割り当てますと、四千八百五円保険料を引き下げることができるというふうに思います。

この介護保険は、国や県は実績に合わせて負担をしていきますので、六十億円計画よりも少なくとも、直接の痛みというのではないわけですが、被保険者の方は計画に合わせて保険料が決められていきますので、被保険者の方にとりましたら非常に大問題ではないかというふうに思います。本当に余った分をやっぱり保険料の引き下げに活用するという、また本当に必要な人に保険料や利用料を減免していくというふうに、第四期の介護保険の支援計画ではぜひ考えていただきたいと思いますが、その点のご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、子どもの保険証ですが、今のお話では、奈良県では保険証がなくて病気の子にかかれない子どもはもういないというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。その点を確認したいと思います。

医療の問題は、また委員会などでも議論をしていきたいと思いますが、本当に女性の働きやすいという問題を真剣に考えないと、奈良県におきまして、私はいろいろな問題に波及してくるだろうというふうに思っております。この点はぜひ具体的に検討を進めていただきたいと思います。

それから、同和行政の終結の問題です。知事のお考えをお伺いいたしました。ここで議論なかなかできるような問題ではありませんけれども、やはりいろいろな差別の書き込みがあるとかいうような問題で、だれがそれをしているのかという、そこがはっきりしない書き込みがされたりしているわけです。それをチェックしていろいろやりましたが、私は人の心の中まで行政が幾らやっても入り込むことはできないのではないかというふうに思います。

全国的な人権連の集会などでお話を聞きますと、今、大きな変化が起こってきておりますのは、例えば結婚差別の問題でありまして、具体的にそういうようなのが間違っているということをよく話をしていくと。そして、以前であれば、親戚を含めてみんなが反対したけれども、今、逆に親戚の人が、もうそんなことを言う時代じゃないじゃないかというふうに変化が起こってきているというふうに聞いております。こうした奈良県にとりましても大変大事な問題だと思いますので、今後もこの点では議論を重ねていきたいというふうに思います。この点で、知事、何かお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 申し込みか実績かということで、申し込みの統計だと思いますが、現状からして、申し込みがあれば、おおむね実行できるというふうに考えております。実績に近いものだと考えております。

それから、そのほか、ご質問かご要望かいろいろあると思いますが、同和の問題も含めまして、ご意見として、今後、検討・議論しなきゃいけない課題があるように認識しておりますので、いろんなご意見だというふうに承り、今後の議論を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（川口正志） 稲山福祉部長。

◎福祉部長（稲山一八） 二点ございましたが、まず、最初の介護保険の基金の拠出率にかかわってのご質問でございますけれども、議員お述べのように、確かに拠出率が下がれば保険料負担も下がるわけでありますから、そこも踏まえて、第四期の中でどうするかということでも今検討しているところでございます。

それから、二点目の国民健康保険の対象になる子どもの保険証はどうなっているかということの再質問であります。国民健康保険の保険証というのは世帯単位で交付するものでありますので、そういう意味では、滞納をしておられる方には保険証はいつてないかもわかりませんが、先ほど答弁させていただきましたように、子どもに対しましては、今、短期被保険者証が実際に交付されるようになりましたし、また、緊急な場合には短期被保険者証を交付する扱いとしたということでもありますので、それで今のところ対応ができているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川口正志） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） 介護保険の問題ですけれども、実績と給付見通しの間に二年間も続けまして六十億円の差があるというような状態、一方では、介護サービスを受けたい人たちが実態を反映した認定になっていないとか、サービスが制限されて、なかなか介護が受けられないというような話をよく聞いております。ですから、十分に、この四期の計画を立てますときには、そうしたことのないように、県としてはきちっとしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（川口正志） 次に、五番岡史朗議員に発言を許します。――五番岡史朗議員。（拍手）

◆五番（岡史朗） （登壇） それでは、公明党を代表して質問をさせていただきます。

まず初めに、このたび、議長並びに各派議員各位のご配慮によりまして、代表質問の機会を与えていただき、この場をおかりいたしまして、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、質問に入りたいと思います。

高齢化社会の進展に伴い、中南和地域の医療を支える県立医科大学附属病院の役割は、ますます大きくなってきております。ところが、この医大病院へのアクセス駅は近鉄八木西口駅で、この駅から医大病院までは、歩道も狭く、かつ距離がかなりあり、さらに歩道

の一部が坂道になっていることもあり、体の不自由な方や高齢者の方々にとっては、大変通いづらい状況であります。

一方、医科大学の西側には、重要伝統的建造物群保存地区の今井町があり、地元檀原市においても、観光資源としての活用を推進し、観光客の誘致を推進しているところであります。しかしながら、最寄り駅が八木西口駅となっており、観光客から見ると、ややわかりづらい状況にあります。

そこで、これらの課題を解決し、周辺地域の環境整備を図る対策として、例えば、県立医科大学付近に新駅を設置し、駅から医大病院までを完全にバリアフリー化し、安全・安心な通院アクセスを確保してはいかがでしょうか。また、今井町へのアクセス道路もあわせて整備し、できれば駅名を今井町駅、下に「(医大病院前)」とするなど、さまざまにアイデアが膨らんでまいります。

いずれにしても、医大病院へのアクセスの現状は、本県の代表的病院と位置づけされた施設としては大変お粗末な状況であり、本県としても、本腰を入れて歩行者動線を根本的に見直す必要があると考えますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

次に、医大周辺の治水安全度を向上するという観点から質問いたします。

医大の北東を流れる飛鳥川は、古くから万葉集にも多く歌われている有名な川であります。しかしながら、昨今の開発に伴い、大雨が降ると河川の増水が激しく、かつ、最近のゲリラ雨の多さを考えると、いつこの川がはんらんするか、大変心配であります。ちなみに、この河川の改修は、檀原橋下流まではほぼでき上がっておりますが、それから先が長い間とまった状態であります。もし、この川が大雨ではんらんすれば、医大周辺はおろか、檀原市中心部の八木駅周辺まで被害が及ぶものと考えられます。

また、医大周辺が大雨で水没するようなことにでもなれば、県民に及ぼす被害は甚大なものとなることは間違いありません。いろいろ事情があるとはお聞きいたしておりますが、一日も早く改修を進めるべきと考えます。

また、本格改修されるまでの間、治水安全度の向上を図り、地域住民の皆様の不安を少しでも和らげる措置として、川底に滞留した土砂の撤去を早急に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

一方、既に改修された今井町東側の飛鳥川は、その川岸がコンクリートで固められており、今井町の町並みにふさわしくない景観となっております。せっかくの町並み整備も台なしとなっておるわけでございます。保存地区の玄関口にふさわしい景観整備をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、県立医科大学周辺整備については、檀原市のまちづくりを考える中で、今後ますます重要な課題としてクローズアップされてくることは間違いありません。県におかれましても、特段のご配慮と力強いご協力を切にお願いするものであります。

次に、中小企業支援についてお伺いいたします。

昨年顕在化した米国のサブプライムローン問題は、世界各国で株安・ドル安をもたらし、株式市場から離れた投機マネーが原油や穀物などの市場に向かい、価格を押し上げるという異常事態を招いております。それに追い打ちをかけるように、米国の大手証券会社リーマン・ブラザーズの破綻、そして現在も進行中の国際金融市場の混乱は、予断を許さない局面が続いております。世界の構造変化に起因するこれらの激動により、原油や穀物価格の高騰、広がる金融不安など、今、我が国や本県における県民生活と中小企業は深刻な緊急事態に陥っております。

加えて、先般発表された企業倒産件数は五年ぶりの高水準となり、また、中小・小規模企業向けの全国信用保証協会の融資保証も、ことしに入り急激に減少し、貸し渋りとの声が高まってきております。これは、昨年の秋に導入された責任共有制度により、金融機関が融資が焦げついたときに負担をこうむることになったため、融資に慎重になっていることが一因と指摘されております。

原油・原材料高に直撃され、その上、銀行から十分な融資が受けられず、資金不足に苦しむ中小・小規模企業を倒産の危機から救うためには、さらなる強力な支援が必要と考えます。そのために、本年八月二十九日、公明・自民両党で総合経済対策、安心実現のための緊急総合対策が決定されました。中小企業等活力向上対策として、去る十月三十一日、信用保証協会が一〇〇%保証する緊急保証制度がスタートいたしました。対象業種は、我が党の強い主張で、従来の百八十五業種から現在六百十八業種にまで大幅拡大いたしました。これにより中小・小規模企業者の約三分の二をカバーすることになり、中小企業者からは、時宜を得た施策と高い評価を受けております。

一方、県内企業も、十月に県が発表した経済観光報告によりますと、九月の企業倒産件数は前年同月比でプラス二七・三%と、三カ月連続の増加となっております。加えて、個人消費が減少し、有効求人倍率も減少と報告されており、経営者の不安は増大する傾向が続いております。

このような中、私たち公明党議員団は、県内の中小企業の経営者の方々のご意見を実現させるため、十月三十一日に荒井知事と信用保証協会に対し申し入れを行い、中小・小規模企業への資金繰り支援に万全を期すよう働きかけてまいりました。加えて、県内企業の実態把握及びきめ細かな支援を行うため、中小企業支援センターに設置された中小企業総合相談窓口を視察してまいりました。

その後、本県におきましては、国の制度を活用して、十一月十日から独自の制度もスタートされており、荒井知事の速やかな取り組みを評価させていただいているところでもあります。しかし、これからの年末に向け、ますます資金需要が多くなると考えますが、県内経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻すためにも、一層の底上げ強化が必要と考えます。

そこで、お伺いいたします。

まずは、県が創設した原材料価格高騰等緊急特別対策資金制度がスタートして間もなく一カ月が経過いたします。現在の融資申し込みの状況と、今後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

さらに、中小・小規模企業支援の充実のためには、融資制度の周知と相談窓口の機能強化が必要と考えますが、現在までの相談内容と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、定額給付金についてお伺いいたします。

政府・与党の新経済対策の柱である定額給付金は、我が国がかつて経験したことのない経済状況の中で、国民の皆様方、なかんずく所得の低い方々の生活をいかに守るか。さらに、景気の下支えをするための緊急経済対策として、その即効性が大きく期待される中で実施されるものであります。マスコミ等ではいろんな報道がなされておりますが、私たちは、その効果は大変大きいものと考えております。一日も早く国民の皆様方のお手元に給付金が届くよう、関係者の皆様方のご尽力を期待するものであります。

そこで、知事にお伺いいたします。このたびの定額給付金について、荒井知事はどのように考えておられるのでしょうか。

次に、医療対策についてお伺いいたします。

まず最初に、ドクターヘリの導入についてお伺いいたします。

昨年の六月議会一般質問で、私はこの件について質問をさせていただきました。その反響は大きく広がり、特に本県東部山間地域の皆様からは、ぜひドクターヘリの導入を実現してほしいとの要望の声が多く寄せられております。例えば、宇陀郡曾爾村や御杖村で救急患者が発生した場合、一番近い宇陀市立病院までは救急車で片道三十分以上かかります。心筋梗塞や脳梗塞で倒れた場合、三十分以内で治療が受けられるかどうか命にかかわると言われております。仮に命を取りとめても、三十分以内で必要な治療が受けられるかどうかで、後遺症の状態が大きく違ってくるとも言われております。したがって、病院まで救急車で早くても三十分以上かかるこの地域に住んでおられる方々は、日々、不安な生活を余儀なくされておられます。

平成十五年二月より、和歌山県が導入したドクターヘリを共同利用して、吉野郡の南西部をカバーできるようになりましたが、その後は大きな進展がありません。本年一月、大阪府がドクターヘリを導入するに当たり、奈良県に共同利用の呼びかけがあったと思いますが、その後の進展はどうなっているのでしょうか。

いずれにしても、県下すべての地域にくまなくドクターヘリが飛べるようにすることが喫緊の課題であり、緊急搬送手段の一つとして一日も早く実現すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、本年十月、東京都立墨東病院で、脳内出血の妊婦が八カ所の病院に受け入れを拒否され亡くなられるという痛ましい事案が報道されました。本県でも、三年前に大淀町立病院で、妊婦が出産直後に脳内出血を起こし、県内の病院での受け入れがかなわず、大阪の病院に搬送されるも手おくれで亡くなるという痛ましい事案があったばかりで、マスコ

ミでも大きく取り上げられました。にもかかわらず、今回再びこのような事案が発生したことは、誠に残念でなりません。これからの周産期医療は脳外科と一体でないと、母子ともの健康と安全が確保できません。

そこで、本県の周産期医療と脳外科との連携はどのようになっているのか、お尋ねいたします。また、今後増加が予想される病院間の新生児の救急搬送に、新生児搬送専用のドクターカーを配置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、県立病院の深刻な問題である医師や看護師の人材不足についてお尋ねいたします。

本県では、医師の総数は増加しているものの、小児科・産科及び麻酔科の医師不足が顕著であります。これは全国的に見ても同じ状況であり、大変深刻な行政課題となっております。これらの課題については、県が中心となって、地域医療等対策協議会で議論・検討されているところではありますが、私は取り組むポイントとして、二点申し上げたいと思います。

一点は、魅力ある病院づくりであります。県立病院は、その地域において最先端の医療機器と、それらを使いこなす医療技術がそこにあるかどうかであります。特に若い医師は常に新しい医療を求めているものです。これらのニーズに対応した病院施設を整えていかないと、若くて優秀な医師は集まらないと思います。

もう一点は、医師のさらなる待遇改善であります。本年度、医師の待遇改善がなされたばかりではありますが、全国的に見ても、まだまだよい方とは言えないと思います。さらに、開業医との収入格差を見ても、思い切った待遇改善を考えるべきだと思います。

さらに、本県の場合、六十五歳以上の開業医師が約六二%と、県全体の医師の高齢化も進んでおり、いかに若い医師を呼び込む仕掛けができるかが今後の大きな課題と考えます。

また、最近では女性医師が増加する傾向にあり、特に若い女性医師の定着対策も大切かと思えます。

一方、看護師の人材不足も大変深刻であります。県立医大病院の総合周産期母子医療センターも看護師不足でフル稼働ができない状況となっております。また、本県の看護職員の離職率は全国で二番目に高い状況となっております。したがって、県立病院の看護師不足対策は喫緊の課題であります。

そこで、お伺いをいたします。本県の県立病院における医師及び看護師不足対策として、さらなる待遇改善と魅力ある病院とするため、施設・設備を充実させる必要があると考えますが、どのように取り組んでいるのでしょうか。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

教師は生徒にとって最大の教育環境と言われております。小中学校の児童生徒にとって、毎日の生活で一番長く接する存在は学校の先生ではないかと思えます。したがって、その先生の児童生徒に与える人間形成への影響は大変大きいものと思えます。児童生徒にとっては、どんな先生と出会うかによって、その人生が大きく左右されると言っても過言では

ないと思います。したがって、教師の人事については、厳格かつ神聖なものとして扱わなければならないと考えます。

ところが、本県の教師の人事は、かなり以前から不可解な取り扱いに基づいて行われているようであります。それは、本人が希望しない学校に人事異動しないという取り扱いがあります。例えば、市町村の教育委員会や校長が、ある教師を適材適所の観点から、ある学校に異動させたいと考えても、本人の希望先と一致しない限り人事異動ができないということであります。これでは公正・公平な人事はほとんど不可能であり、教育委員会の人事権は有名無実と言われても過言ではないと思います。

もちろん、特殊な個人事情については人道的見地から配慮されることは、例外として認めることがあってもよいとは思いますが、特に正当な理由もなく人事を拒否することは、社会的通念上、許されるものではありません。

また、一カ所の学校で十一年以上勤務している教師の数は、小学校で五・一%、中学校では一七%にも上っております。これらの状況は、民間の企業では到底考えられないことでもあります。

最近、荒れる学校がよく話題となります。これらの学校では、教育委員会や校長が命を削る思いで必死に問題解決に取り組まれているのですが、最後には、先ほどの不可解な取り扱いが壁となり、問題解決がはかどらないケースがあるように聞き及んでおります。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

本人が希望しない学校へは人事異動はしないという取り扱いは、現在も存在しているのでしょうか。

さらに、最長一カ所十年以上で異動という指導は見直し、せめて七年ぐらいに短縮すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）五番岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、県立医科大学周辺の整備についてのお問い合わせがございました。特に県立医大病院へのアクセス、特に鉄道駅からの歩行者動線の整備と歩行環境の整備について、具体的な考え方も盛り込んでご質問がありました。

近鉄八木西口駅を起点とする医大病院までの動線の状況については、ご指摘のとおり、良好なものとは言えないと思います。抜本的な対策として、新駅の設置は一つのアイデアだと思います。しかし、問題点もあります。

現駅である近鉄八木西口駅が近くに位置しているために、それをどうするか。存置するか、廃止するか、移転するかというような課題もございます。また、新駅設置は地元が丸々負担すべきというのが鉄道側の従来の考え方であるため、設置の費用をどうするのかという課題がございます。また、医大病院の敷地は狭隘であるため、医大病院内の動線をどのように整備するのかなどの問題もございます。新駅は地元住民の方々の動線を大きく変え

ることになりますので、この構想が実現へ近づくためには、地元の方々の賛同の考え方が盛り上がり、橿原市や近鉄がそれを後押しする体制が必要になるものと思います。

一方、現駅を前提とした動線環境の整備も重要な課題だと思います。具体的対応策として、橿原市と連携して、近鉄大和八木駅、八木西口駅周辺をモデル地区として選定し、県立医大病院、橿原市役所、文化会館、さらには今井町への歩行者支援方策の策定を行うこととしております。そのため、駅利用者のニーズを把握するためのアンケート調査を現在行っているところでございます。

県立医大周辺については、当面は国や橿原市と連携して、駅と主要施設を結ぶ主要なルートへの歩道拡幅や段差解消等のバリアフリー化を重点に進めてまいり所存でございます。

景気対策について、緊急融資制度に関して、対応の内容についてご質問がございました。

現下の厳しい経済環境に対応するため、県では十一月に制度融資のセーフティネット対策資金の中に、融資利率、保証料率や融資限度額等有利な緊急特別対策資金を創設いたしました。この一カ月の新資金への申し込み状況につきましては、既に申し述べましたが、十一月末まで約三週間で、県信用保証協会への申し込みが三百八十八件、七十三億円余りとなっておりますが、申し込みの内訳を見ますと、通常のセーフティネット対策資金では建設業が約五割を占めておりましたが、本資金では製造業が二七％、建設業が二六％、小売業が一三％、卸売業が一二％と、多様な業種からの申し込みがございます。世界的な金融市場の混乱が本県の実体経済に広く影響を及ぼしているという面もあるものと受けとめております。

国の第二次補正予算案において、緊急保証枠が第一次補正予算の六兆円から二十兆円規模へと拡大されようとしておりますので、当面の資金需要については対応できるものと見込んでおります。

なお、資金の創設に合わせて、県と中小企業支援センターに中小企業緊急相談窓口を設置しております。相談の内容、件数のご質問もございましたが、相談内容といたしまして、指定業種、申請手続、取り扱い金融機関等、事務的な事項に関するお問い合わせなどが中心でございますが、三週間で七十一件の相談があったと聞いております。引き続き、相談の活動を通じて中小企業の実態把握に努め、融資について機動的に対応してまいりたいというふうに考えております。

定額給付金についての考え方のお問い合わせがございました。

定額給付金は、世界規模の金融危機に対処するために打ち出された、我が国の追加経済対策の一つの柱として位置づけられているものであると聞いております。住民の生活支援や地域経済対策として、一定の経済回復効果は見込めるものと認識をしております。

しかし、今回の給付金が貯蓄に回るようでは意味がございません。確実に消費されることが大事だというふうに思っております。願わくば、本県のように消費の少ない地域におきましても、観光等で消費が増加していくような給付金の使われ方がなされれば大変望ましいものと算段をしております。

どのような使われ方をいたしましても、実際に給付を行う市町村の事務負担が過大となれば人気落ちるわけでございます。事務経費を確実に措置されるよう、県議会、市町村長、市町村議会とともに、国に要望しているところでございます。

また、市町村の事務をサポートするため、県の市町村振興課内に定額給付金プロジェクトチームを設置するとともに、国より示された情報を市町村にお伝えする担当者会議を本日、十二月四日に開催しているところでございます。

今後とも、市町村の意見をくみ上げ、給付金事務に混乱が生じないよう十分に連絡をとり、支援をしまいる所存でございます。

ドクターヘリについてのお問い合わせがございました。

ドクターヘリについては、現在、紀伊半島三県協定による和歌山県ドクターヘリの共同利用を行わせてもらっております。本年度におきましては、これまでの八カ月間に、南部山間地域で九件の出動実績がございました。これまでの実績を見ますと、平成十五年から平成十九年度までの五カ年間で合計十四回、年平均三回弱の利用となっております。

議員お述べのとおり、山間地域が広い本県においては、ドクターヘリによる搬送は有効な手段と認識しておりますが、県独自でドクターヘリを運航いたしますと、年間の運航経費、リースでやるのが多いわけでございますが、年間の運航経費が約一億八千万円必要になると試算されております。今の利用実績からいたしますと、利用回数に応じて費用負担をする、一回につき約三十万円を和歌山県に支払っておりますが、その方式で支払って他府県との共同利用する方が、財政的には現実的な方法だと思案しております。

なお、ドクターヘリによる重篤患者を速やかに受け入れするためには、県内病院でのヘリポート整備も今後の課題であると認識しております。

東部山間地域など、和歌山県ドクターヘリの運用範囲外への利用拡大も必要と考えております。現在、対象区域となっていない区域について、大阪府のドクターヘリを共同利用させていただく方向で協定締結の準備を進めてございますが、県内消防機関にも協力いただいて、利用拡大地域において、ドクターヘリが着陸し患者を収容できる発着場所の選定も必要だと思っております。

これらの作業を着実に進めて、できるだけ早く全県を対象とした運航体制が整うよう努めていきたいと考えております。

あとは関係の部局長への質問でございます。私に対しては以上でございます。

○議長（川口正志） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） （登壇）五番岡議員からのご質問にお答えしたいと思います。

県立医科大学周辺整備のうち、飛鳥川の早期治水安全度向上に関する改修と、それから景観整備についてのお尋ねがございました。

橿原橋から上流の飛鳥川は、天井河川として治水安全度も低く、過去十年間に二回の浸水被害があり、改修の必要性については十分認識しているところでございます。このため、飛鳥川は、十年に一回程度の降雨に対しまして、安全に洪水を流すことを目標に改修を進

めておりまして、これまでに大和川との合流点から近鉄橿原線上流までの区間、約九キロメートルの区間が完成しているところでございます。

これより上流の未改修区間につきましては、平成十七年に橿原橋上流左岸に隣接します土地所有者からの損害賠償請求訴訟が起こされたため、工事を中止していましたが、ことし八月の県の全面勝訴を受け、今後、引き続き河川改修に取り組む予定でございます。このため、現在、地元地権者の協力を得るべく、橿原市の協力も得ながら地元の調整を行っているところでございます。

なお、流下能力確保のための緊急対策といたしまして、堆積土砂のしゅんせつなどの維持管理の適正化については行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、今井地区に隣接する河川の区間につきましては、橿原市の近鉄八木駅周辺地区・都市再生整備計画と連携いたしまして、公園や修景護岸などの環境整備を行うこととしておりまして、その内容や維持管理の役割分担につきましては、目下、橿原市や地元と調整を行っているところでございます。

今後とも、これらの地区につきましては、今井地区の玄関口にふさわしい河川環境整備に努めてまいり所存でございます。

以上であります。

○議長（川口正志） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） （登壇）五番岡議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、医療対策につきまして、二点ご質問をいただいております。

まず、妊婦の救急医療に関しまして、各科の連携の問題、また、新生児搬送専用のドクターカーの配置についてのご質問をいただきました。

東京でのケースは、総合周産期母子医療センターが整備されている状況の中で起こったものでありまして、議員ご指摘のように、このような場合、周産期医療体制の整備だけで解決できるものではないことをあらわしております。

奈良県では、昨年の妊婦搬送に係る事案を受けて調査委員会を設置し、課題を明らかにするとともに、同様の事案、さらには一昨年の大淀のような事案を奈良県では絶対に起こさないという覚悟で、行政・医療関係者が一体となって体制の整備に取り組んでまいりました。

奈良県でハイリスク妊婦の受け入れを担う最後のとりでであります県立医科大学附属病院では、医師や看護師の不足などの課題はありますものの、どんな妊婦でも必ず受け入れようとの意識を強く持って救急医療の運営に当たっております。合併症を持つ妊婦につきましても、総合周産期母子医療センターが中心となりまして、満床の場合でも他科のベッドを相互に利用し合うなど、症状に応じて、脳神経外科、救急科などの各診療科が連携して対応を行うこととしております。

また、新生児搬送用ドクターカーにつきましては、地域医療等対策協議会の産婦人科・周産期医療部会におきましても導入が必要との意見をいただいておりますのでありまして、その有用性は認識しております。

新生児医をはじめとしたスタッフ確保の課題はありますものの、早期の導入に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

二点目は、県立病院の深刻な人材不足の対策といたしまして、さらなる待遇改善と、それから施設・設備の充実が必要ではないかというご質問でございます。

医師の待遇改善につきましては、来年度から人事院勧告を受けまして、初任給調整手当、いわゆる医師手当でございますけれども、これを引き上げる予定としております。さらに、当直明けの勤務緩和を望む声が多いということから、今後、そのための方策を検討していくこととしております。

また、看護師につきましては、随時募集や潜在看護師研修の実施による人材発掘など人材確保に努めているところでありまして、これに加えて、離職防止の一環として、勤務環境の改善、負担軽減を図るために臨時職員の活用を検討しているところでございます。

一方、質の高い医療の提供は、患者サービスの向上のみならず、医師の士気を高め、離職防止にもつながることから、厳しい経営状況の中、施設整備や医療機器の更新に努めてきたところであります。

また、九月補正予算で、特に患者アメニティの向上を図るため、老朽化したトイレなど整備を措置したところでありますが、今後とも、医師・看護師の確保という視点を踏まえて、施設整備や医療機器の更新を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）五番岡議員のご質問にお答えいたします。

私には、教員の長期勤務について、本人の希望しない学校には異動しない取り扱いがあると聞かれますが、現実はどうか、また、現在、十年以上勤務の積極的な異動を推進しているけれども、七年程度に短縮すべきではないかのお尋ねです。

教員の人事異動に際しましては、各教員から提出される教職員異動調書を基本に、病気休暇・育児休業の取得状況、退職意向などの本人の状況に加え、各市町村教委から地域のさまざまな実情、個別の教育上の配慮について事前協議しながら、法制度の手続に従い、市町村教委からの内申を待って異動を行うこととしております。

具体には、異動調書の希望地域欄の記載に基づき、通勤時間等も踏まえ、できるだけ希望地域になるよう異動しているのも事実でございます。

ただ、学校統合や中学校における実技教科、これは音楽とか美術でございますが、の異動では、本人希望地域と違う異動が当然ながら多く出ているのも事実でございます。

人事異動は、県教委、市町村教委、校長と本人とのコミュニケーションの中で異動することを理解し、やる気を起こさせることが理想であります、コミュニケーション不足で

異動にならないケースも一部にあり、その意味で、議員ご指摘の、本人が希望しない学校へは人事異動はしないということが全くないとは言えないと考えております。また、十年前ぐらいまでは、こうしたケースが多くあったことも承知しております。

このことから、十年前の平成十一年には、十年以上の長期勤務者は小学校、中学校で一五・一％となっていました。その後、これらのケースをできる限り解消することに努めた結果、平成二十年度には八・二％と、おおむね半減するまでとなっております。

今後も、積極的に県教委も市町村教委や校長とともに、長期勤務者の解消に努めてまいり所存でございます。

さらに、議員ご指摘の十年未満での異動につきましては、現在も実質的に十年を待たずして対応しており、この二十年四月の教員の平均在職年数は、小学校四・七年、中学校で六年、小中合わせますと五・二年となっているところでございます。

以上です。

○議長（川口正志） 五番岡史朗議員。

◆五番（岡史朗） ご答弁、どうもありがとうございました。

それでは、二回目の質問を自席からさせていただきます。

まず一番目の、先ほどの県立医科大学へのバリアフリーに配慮したアクセスの件でございますが、先ほど私が提案しましたのは一つの場合でございます。知事もお述べのように、一つの考え方として、こういう方法もあるんじゃないかということで、県としても検討する余地はあるのではないかという意味のとらえ方だというふうに理解いたします。

ただ、知事がおっしゃいましたように、確かに地元の取組まなきゃならないハードルがたくさんございます。そういう意味では、市、それから地元、それから場合によっては国、近鉄等としっかりそういう調整をしなければならぬ。その中でも、もしそういうことになれば、ぜひ県もあせをかいいていただきたいということを重ねてお願いしたいと思えます。

その答弁の中で、一つだけ、もう一回確認したいんですけども、県として今、八木西口駅の動線について、もう一つ違う角度から今何か検討されているようなことがちょっとお話しございました。八木駅周辺の全体の町の動線を考えたということですね。それについて、もしもう少し詳しくここでお答えいただけるものがあればお願いしたいというふうに思います。

私も自分ながら調べて驚いたんですけども、実は、この八木西口駅というのはすごい乗降客がございまして、ざっと一日に約五千人前後の方が乗降されておるというふうなデータもございます。檀原市では三番目か四番目ぐらいに多い乗降客ではないかというふうに思います。

それと、医大に出入りされている方々の人数も調べて驚いたんですけども、職員関係だけでも一日約二千二百名が出入りされている。それにプラス、外来の患者が大体一日平均千九百名ほど。したがって、ざっと一日四千人程度の方が医大に出入りされていると

ということになるわけでございまして、毎日四千人前後の方が県立医科大学に出入りされておるということになると、私はやっぱり動線、人の流れを考える中においても本当に大事なことだと思いますし、特に問題なのは、病院という施設でございまして、バリアフリーがなされていないということが大変大きな問題ではないかと思います。

したがって、これは単に橿原市だけの問題ではなく、私はやっぱり、県の代表的な病院という位置づけからしましても、県民全体に対しても、やっぱりバリアフリー化というのは、どうしても早く取り組んで結果を出していただきたい。地元橿原市におきましても、従前からこのことについてはいろんな場面で議論がなされてきたわけでございますけども、何せテーマが大きいだけに、なかなか解決のめどが見えない、これが現状でございました。そういう意味においては、やはりこれはどうしても県のお力をからないと解決ができないというふうに私も考えておりますので、ぜひこの際、そういうことで積極的な取り組みを知事をお願いを重ねて申し上げたいと思います。

それから、次に、飛鳥川の件でございしますが、これにつきましては先ほどご答弁いただきました、ありがとうございます。基本的には答弁として私は了承したいと思います。いずれにしても、早く工事をしてあげてほしいと思います。

つい最近でも、地元の方の話でございますけども、あと十センチメートル水かさが上がれば、飛鳥川がオーバーフローするような場面もあったようでございます。特に最近は、一時間に百ミリメートルを超えるような雨がどこでも降るという時代になってまいりました。そういう意味においては、過去の経験でははかり知れない災害が潜んでいると思われるので、ひとつ、この際、足元の課題もどうやら一つ解決したようでございますので、ぜひスピードアップしてこの工事を速やかに行っていただいて、地元の皆さんが安心できる一つ結果を出してもらいたいというふうに思います。

それから次に、景気対策につきましては、いろんな話が先ほど出ていますので、私は重複することは避けたいと思いますが、この緊急保証につきましては、きょうの新聞でございますけども、全国でも四万三千七百件余りで、一兆円を超える申し込みがあったというふうにも報道されております。先ほども説明がありましたように、いろんな業種の方が申し込みされているということでございます。

ただ、私が懸念いたしますのは、まだこのことについて十分周知されていない部分があるのではないか。先ほど、相談窓口の件数をお聞きしましたけども、七十一件というご報告がございました。私、ちょっと少ないん違うかなという感じがいたします。やはり県民の中小企業、零細企業の皆さん方のニーズを的確に吸い上げるためには、広報活動をもう一度しっかりとやっていただいて、本当に困っている皆さん方に、これは利用できるということを早く徹底してお知らせいただくように、ご努力をお願いしたいというふうに思います。

あと、定額給付金につきましては、知事からお話しございました。私どもも今までこれを推進してきた経緯もございます。いずれにしても、自治体において今、取り組む課

題が議論されております。県におきましても、いろいろとまたお手をかけることになると思うんですけども、先ほど知事も答弁ありましたように、できるだけ負担はかからない方向で総務省も考えてくれているようでございますので、できる限り速やかに実行できるようお願いしたい。

特にこれは、やはり私どもは生活支援という視点から大変大事な政策だと思っております。所得税を払いたくても払えない方々にも今回届くような政策でございますので、そういう意味においては、社会的弱者の方に対しても、本当に政治の温かみを伝えるという意味においても、私は、一回きりではございますけども、心待ちされている方もたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、ぜひスムーズな移行に県もご協力をお願いしたいというふうに思います。

さて、次のドクターヘリでございますが、先ほど知事の方からも、今、和歌山、大阪等といろんな協定を結んでやっていこうというふうにお話をされている話がありました。実は、先ほども申し上げましたように、奈良県の山間部においては、特に消防本部が設置されていない村等においては、大変厳しい事例が出ております。その中のデータでございますけども、約九〇%を超える件数が三十分以上超えておるといふ、消防本部のそういうデータもございます。したがって、特に山間部、先ほど申し上げました曽爾村や御杖村はもちろんのことでございますけども、吉野郡の山間部等、それから東部地域におきましても、時間を大変要する地域もございます。そういうことにおいて、ぜひこれは早く実施していただきたいし、結果を出してもらいたい。

たまたま、先ほどインターネットでちょっとニュースを調べておりましたら、きょうのインターネットの記事に、産経新聞のニュースとして載っているんですね。大阪府がドクターヘリ活用広域化へと。奈良、和歌山と組んでやるという意味のことを書いておられて、来年四月から実施の方向でというふうな話がマスコミで報道されておりますけども、そういう動きがあれば大変ありがたいというふうに思います。これは奈良県だけの問題ではございませんし、やはり和歌山、大阪等々と、また場合によっては京都も含めて、近畿という視点からこのことは取り組んでもらって私はいいいんじゃないかと思っておりますし、また、そういう効果の問題、経費負担の問題等も、広域化で私は効果が出るんじゃないかというふうに思います。要は奈良県の、特に先ほど申し上げました、山間部等に住んでいらっしゃる方々がもし万が一のときにはドクターヘリが飛んできてくれるという、このネットワークを早く築いていただきたい、このことを切にお願いするところでございます。

次に、病院のいろんな話、特に医師・看護師不足の話は先ほどから議論されておりますので、私は二点申し上げました。それは、医師の待遇改善と病院施設等の質を高めるといふ話をさせてもらいました。特に、県立病院等々、私も何力所かずっと見させてもらっておりますけども、設備が大変古くなっておるものもたくさんございます。もちろんそれでも十分検査には役立つものもあるわけでございますけども、医師の立場からすれば、十年

も前の器械でいろんな作業をするよりも、やはり新しい、また先端の医療の器械を使いこなしてやってみたいというふうなことも考えているようでございます。

そういう中で、県の病院の中にそういう先端的な医療器具がある程度整っていないと非常に魅力がない、こういうお声も聞いております。大変これはお金のかかることでもございますし、一口に言ってもなかなか大変なテーマかとは思いますが、やはりここにも集中的に視線を向けて、施設の改善、器具の更新をもう少しテンポアップしていただいて、お医者さんから見たときに魅力ある病院だなと言ってもらえるような体制を組んでもらうことによって、優秀な医師、特に若い医師が私はとどまっていたらいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一点。看護師不足につきましても、私は思いますけども、前にもここで、六月議会で申し上げました。いろんな研修、教育、もちろん大事でございます、定着のための。しかし、一番欠けておるのは何か。それは人事管理でございます。特に看護師の世界というのは、ほとんどが女性の世界でございます。女性の皆さんをどのように統率して引っ張っていくかということを考えたときに、それはやっぱり、中心になる管理職と言われる方々の資質の問題、また、そういう方々の啓発の問題、こういうものが私は大事だなというふうに考えております。そういう意味においても、そういう人事管理という面から、私はぜひその辺をしっかりと取り組んでもらいたい。

先ほど、臨時職員か、嘱託の方ですか、採用して云々というご答弁ございましたので、そのことについて、もう少し詳しく教えていただければお願いしたいというふうに思います。

最後に、教育問題でございます。

先ほど、教育長からご説明をいただきました。私は、このことについては、あちこちでいろんな方々と懇談をしましてまいりました。時間の関係で詳しくは申し上げられませんが、先ほどのデータのお話もございましたが、私が調べさせてもらった結果、驚いたのに、中学校の先生で十一年以上同じ学校に在籍されている方が一七%いらっしゃいます。これは教育委員会から教えてもらった資料ですので、間違いないと思います。

したがって、先ほど、先生の異動が十一年以上が一五%であったものが八%というふうに話しされましたけども、私がもらっている資料では、十一年以上の方で九・四%という数字がここにございます。若干数字が違いますけども、いずれにしても、特に中学校ですね、これについては大変私は問題が大きいのではないかと考えております。

あるひどい学校の例を申し上げますと、十七名の先生がいらっしゃる中で、何と、九年以上で見ますと、十一年以上が六名、九年以上が二名、合計八名。約半分が十一年以上に近い状態の学校もございます。これ、小さい規模の学校でございますけどね。

それから、ある市の中学校の場合でございますけども、ここも三〇%を超える十以上の先生がいてという自治体もございます。そこへ行って私は聞かせてもらったんですけども、先ほどの教育長のご答弁にもありましたように、同じ市内であっても、その先生が

どこへ行きたいという希望と受ける側の希望が合わないと異動できない。したがって、十年どころか、二十六年以上とか、三十年近くいらっしゃる先生もおります、その学校では。だから、本当にこういう状態が果たして先生本人のためにもいいのかどうかという問題もございます。

そこの教育長が悩んでいらっしゃるのは、私の方へ来てやろうという先生がいないんだと、希望者がいないと。だから、異動させたくても、行ったらうということがないもので異動できないんだと。こういう話をされておりました。また、山間部のある教育委員会の委員長がおっしゃっていたのは、同じく来手がないというふうなことで悩んでいらっしゃいました。

したがって、私が思いますことは、もう一度、この人事のあり方、今、教育長の答弁にもありましたけども、本人の希望というものを重要視する余りに人事が硬直しているという姿を大いに変えていただきたい、そして人事権をしっかりと行使してもらいたい、このことをお願いしまして質問を終わります。答弁をお願いします。

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 八木西口駅、また周辺についての多少の追加のご質問がございましたが、新駅の設置はアイデアでございますが、秀逸なアイデアだと思います。私も県庁内でアイデアを連発あるいは乱発すること多いんですが、アイデアは未熟なことも多いこととございますので、アイデアの未熟児室ですね、NICUが要ると、直ちに殺さないでくれと、こう言っております。アイデアを殺さない、NICUがある組織はいい実行力があると。

それと、知事が言うのは、アイデアと指示は違うと。指示は責任持って言いますけれども、アイデアはいわば思いつきでございますので。ただ、思いつきもなかなかいい思いつきもあり得るので、そういうことを言っております。アイデアとして、今後成長するアイデアになるように期待をしております。

八木駅周辺の考え方、八木西口のことでありますが、八木駅周辺全体につきましては、駅が三つあったり、八木西口が八木駅と畝傍御陵前の間に、大変八木駅に近寄っております。駅の配置としては、大変ちょっと変なところにあるというか。それと、JR畝傍駅が大変閑散としておりまして、まちづくり全体としては大変考え方が整理されていないまちなように思います。西大寺とともに大変大きな発展が期待される地域だと、南和の代表的な中心市街地になり得るポテンシャルがあるのに、まちづくりのコンセプトが十分発達していないというふうに感じております。

これは、市の責任とか県の責任ということじゃなしに、まちづくりは県と市がやはり議論をし合ってせないかんというふうに思っておりますが、県だけでもなかなかできない面があり、それと、県は県立医大があるからといってまちづくりを考えるわけでもございません。まちづくりそのものが大変県政の中で大きな課題だと思っております。橿原市全体でやはりスプロール化が進んで、中心市街地がない、単なる乗降駅になっていると。駅前

の商店街が十分発達していないというふうな感じ方をしております。そのような大きい意味も合わせて、まちづくりの考え方を進める必要があるんじゃないかというふうに思っております。

八木西口の調査については土木部長から、その他については健康安全局長から答えてもらいたいと思います。

○議長（川口正志） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） 先ほど委員ご指摘のように、八木西口、これ、五千人ぐらいの乗降客があるということでありまして、こういうように大変乗降客が多いところから、特にここは市役所、それから文化会館、図書館もございますし、先ほどの病院もあるということで、実は、駅からこういう公共施設への歩道の例えばバリアフリー化みたいなものが大きなテーマであります。奈良県が多少おくらしているようなこともありまして、この地区をモデルケースに進めようじゃないかということでありまして、実は駅に来られる方に、どういうところに障害があるのかというような調査をこの十一月に行ったところで、まだ、済みません、その結果については整理ができておりませんけども、どういうところに歩行動線上の課題があるのかということ調査いたしまして、その結果を受けまして、歩道の段差の解消だとか、それから案内ですね。特に、病院に行かれる方もそうですし、その今井地区に来られるような方も、きちっと案内をしないと歩きにくいというような、そういうことをこれから検討していきたいということで、今、モデル地区で取り組もうということで、橿原市と連携して今やろうということを進めているところでございます。

以上であります。

○議長（川口正志） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） 病院の臨時職員についてのご質問でございますけれども、看護師さん、病院にいかに残っていただくか。そのかなめは、やはりどうやって今の県立病院の状況ですとか労働状況を緩和するかということだと思います。ただ、なかなか看護師さんを採用しようとしてもすぐに集まらないということで、先ほど臨時職員と申しましたのは、看護職員以外の臨時職員でございます。例えば介護士とか、そういうことでできないかということは今検討しております。

以上でございます。

○議長（川口正志） しばらく休憩します。

△午後二時五十六分休憩

△午後三時十三分再開

○副議長（神田加津代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四十三番梶川虔二議員に発言を許します。――四十三番梶川虔二議員。（拍手）

◆四十三番（梶川虔二） （登壇）議長からご指名をいただきましたので、新創NARAの社会民主党梶川が代表質問をさせていただきます。

今回、代表質問をするに当たり、私の住んでいる地域の自治会の高齢者が九人ほど集まって、梶川が十二月県議会で代表質問するらしいから意見のある者は出してほしい、と言ってまとめていただいたり、各種団体、有識者などからも声を寄せていただいたりしました。すべてを採用できなかったことをおわびして、六点について、荒井知事、そして、くらし創造部長にお尋ねをいたします。

質問の第一点目は、十一月四日に提案されました労働者派遣法の改定案に関連してお尋ねいたします。国会への提案でございます。

米国のサブプライムローンに端を発した金融危機で、自動車産業、電機産業など、業績悪化を理由に、派遣労働者の雇いどめや中途解約がなされております。これからまだまだふえると県内の下請会社の経営者らは言うております。社会不安も一緒に高まるのではないのでしょうか。

現下の社会は、既に非正規労働者が三七%を超え、二十五歳以下では五〇%を超えております。不安定で夢も希望もない社会になり、その反映として、自殺、殺人事件、子ども虐待事件、子どもの暴力などが増加をしております。為政者、すなわち特に政権の座にある国会議員や国の経済をリードする経営者・財界人は、この国をどのような国にしようとしているのでしょうか。

非正規労働者の増加は、労働者派遣法を制定し、労働の規制緩和をしてしまったことが大きな原因の一つに挙げられます。我が国の労働市場は、働く者が一度失敗すると、もうだめな社会で、再チャレンジではい上がれない社会であり、派遣労働制はなじみません。このような働く者が希望の持てない社会を次の世代に引き継ぐことは、何としても避けなければなりません。多様な働き方ができるといって労働者派遣法をつくりましたが、他の就業形態を希望する派遣社員の九割が正社員で働きたいと言っております。この現状を直視し、正社員になりたい人が正社員になれる社会にしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、これからの子どもや青年に希望の持てる社会を送ってやるために、特に現行の労働者派遣法を、一として、派遣対象業務を見直し、登録型は専門的・一時的・臨時的業務に限定する。二として、常用型派遣を基本とし、日雇い派遣は禁止する。三として、マージン率の上限の規制と情報公開の義務を設けるなど、抜本的な改革をするよう、知事という為政者として政府に要望を上げていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、小児の二次救急輪番についてお尋ねいたします。

小児の救急診療には、電話相談の〇・五次、休日夜間診療所の一次、総合病院が担当している二次輪番と、三段階に分かれております。小児二次救急輪番とは、北和地域では県立奈良、市立奈良、済生会奈良、天理よろづ、奈良社会保険、県立三室の六病院、十八名の医師で、そして中南和地域では、済生会中和、国保中央、奈良友誼会、大和高田市立、土庫、済生会御所、県立五條、町立大淀の八病院、医師十九名の体制で、平日の夕方五時

半から翌日の八時半まで、土・日・祝日は二十四時間を輪番に、小児を対象に二次救急として病院を開いているものです。

○・五次救急は、病院に行く前に電話相談を受けております。しかし、休日の夜六時から十一時までで、体制が十分とは言えません。

小児一次救急は、各市町村単位で休日夜間診療所が開設されておりますが、橿原市の休日診療所以外は深夜帯は受け入れを行っていないところがほとんどであり、また、受け入れ時間帯でも小児科医師が担当している確率が低く、乳児や幼少児は診てくれない、レントゲンはとれない、血液検査も点滴もできないなどの不備がございます。

小児二次救急は、総合病院で輪番体制をとっておりますが、今年度から天理市立病院小児科は常勤医師が不在となり、近大奈良病院は二次輪番への参加を再三要請したにもかかわらず参加していただけない。大和郡山市の奈良社会保険病院小児科は常勤医師が一名に減り、その一人も来年度は開業予定で、後任も決まっております。宇陀市立病院小児科は常勤医師が昨年度から不在になり、天理よろづ相談所病院小児科は、医師数が充実しているにもかかわらず、月のうち平日の二日しか協力いただいていないというような状況のようです。

そのような中で、小児一次救急で済む小児患者の多くが二次救急の輪番病院に行くため、輪番に協力している病院の勤務医に大きな負担がかかっております。一次救急の平均受診者数は日に七十四人に対し、二次救急は日に五十四人です。しかし、二次救急に携わる医師は、入院患者も診ながら救急業務をこなしており、相当な激務になっているのではないのでしょうか。中には患者側にも心ない言動があり、精神的にも大変だと思います。

支給されている手当の面から見ますと、開業医が当たる○・五次の電話相談は一時間五千五百円で、五時間で二万五千五百円です。平均八件の相談があり、医師がどこかに詰めるという身体拘束はありません。

市町村がやる一次救急の休日夜間診療所は、開業医の医師会の医師にやってもらっています。ある休日診療所の例で見ますと、通常の休日の朝十時から夕方五時までは一時間一万三千三百三十三円、夕方六時から九時までは一時間一万六千六百六十七円、ゴールデンウィークは、同じく一時間二万円、夕方からは一時間二万五千元になり、年末年始は、同じく一時間二万四千二百八十六円、夕方一時間は三万三千三百三十三円となります。

二次救急に当たる県立病院の例では、当直手当二万円と、治療に当たった場合には残業手当として、平均給与で計算して三室病院の場合、一時間二五%増しの三千四百円、夜十時から平均給与で五〇%増し、一時間四千八十円が支給されております。

わかりやすくするため、今言ったことを、一人の医師が朝十時から夜九時まで休憩二時間をとり診察したと仮定して手当を試算しますと、一次救急の医師は普通の休日は一日十三万円もらい、ゴールデンウィークには十九万五千元、年末年始は二十七万円になります。県立病院の例では五万円にもならず、八万円から二十二万円の差があることがわかります。そこに深夜十時を超えて深夜労働も加わり、中には連続三十二時間の勤務が入る例もあり

ます。これでは医師が病院勤務をやめて開業しようかと思うのは当然でございます。このままにしておいて、小児二次救急輪番病院の医師が一人でも欠けたら、輪番は崩壊すると言われております。

そこで質問ですが、一次救急診療所の患者は六割が小児ですから、一次診療所の集約化を図り、どこかの診療所に必ず小児科医を常駐させるとか、軽症の小児患者には一次診療所の利用を促すよう誘導・宣伝をするなどの対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、二次輪番病院についても、当直小児科医師を二名体制にするなどの勤務体制の改善や、手当など待遇の改善が必要と思うが、どのようなことを考えているのでしょうか。質問のダブっている点もございますが、お許し願いたいと思います。

三点目の質問として、医療問題をもう一つお尋ねいたします。

県立病院の医師・看護師の不足状況については、病院事業会計の監査所感でも述べられております。特に県立奈良病院は、極端な看護師の欠員の中で無理無理十対一看護を行っていることから、実態は四十七人の看護師の欠員があり、看護師への負担は非常に重くなっています。過度の欠員により、病院に残っている医療スタッフの負担が増大し、その結果、医師と看護師のチーム医療が崩壊する危機的状況が看護師離職の原因となり、患者への医療サービスの低下につながっているのではないのでしょうか。

医師・看護師の確保は重要であり、かつ看護師の離職防止の検討・対策が必要です。あわせて、看護師確保のできない状況では、一部病床を閉鎖せざるを得ないところまできているのではないのでしょうか。いかがお考えですか。

次に、県内市町村財政の悪化についてお尋ねをいたします。

小泉政権以来の国の三位一体改革は、地方分権のかけ声とは裏腹に、補助金は削減し、高齢化や過疎化が進行している自治体に自立せよと突き放し、無責任な方向に進んでいます。県としても、市町村財政については関心を持って取り組んでいることと思います。先日、十一月十五日の朝日新聞奈良版の記事で、県がつくった市町村財政のパフレットのことが載っておりました。

その記事を引用しますと、県内市町村の懐事情は全国と比べて突出して厳しい。中略いたしまして、県市町村振興課によると、いずれもバブル期に建てた箱物や同和対策事業でできた借金に追われているとあります。自治体財政の悪化の要因は、これまでの同和対策事業にあると言っておりますが、この認識は誤っているではありませんか。同和対策特別措置法に基づいて行われた事業の仕組みは、交付税措置も起債も決して市町村財政を圧迫するような構造ではなかったはずでございます。

被差別部落に対する差別意識がなお存在する中で、市町村財政の悪化を同和行政に責任転嫁することは間違っているし、差別を拡大していくことになります。つまり、同和イコール迷惑という形で、人々の意識にすぐに結びつくのが怖いのです。県は本当にこのような認識なのか、同和行政の基本姿勢も含めて明らかにしてください。

第五点目として、水素社会の構築と太陽光発電についてお尋ねいたします。

私たちは、化石燃料を主要なエネルギーとしてきました。その結果、エネルギー部門だけで年間CO₂は六億トン排出しております。地球温暖化が国際的な問題になり、京都議定書で、我が国は一九九〇年ベースで二〇一〇年に六%削減する方針を合意しました。一方で、我が国は原発こそクリーンエネルギーとして位置づけ、原発立国を目指しております。

しかし、原発は柏崎刈羽原発に見られましたように地震には弱く、いまだ稼働しておりません。テロの心配、放射性廃棄物保管場所の問題もあり、危険な発電システムであります。人類と核は共存できないとして、我が国で脱原発を掲げているのは社民党だけですが、既にヨーロッパの国々では、特にドイツは脱原発を目指しております。

私の家に最近、守口市の業者から太陽光発電の売り込みがありました。費用は、我が家では月に五千元から八千円の電気料金を払っていますが、ローン組んで、今後は一万七千三百四十二円を十五年間支払うことになりますが、私の年齢のせいもあり、ただいま検討中でございます。

さて、きょうの私の提案は、もう一歩進めて、水素社会の建設です。

最近、県内にお住まいの方が、エネルギー自給自足時代がやってきたという本を著されました。この方は、実際に東京電力株式会社の傘下で発電会社を経営なさっていた方でございます。現在の太陽光発電は、家庭で電気を使い、余剰があれば電力会社に売る仕組みです。電力会社としても、一定量を自然エネルギーで賄うことを義務づけられた法律がありますが、利用目標が低過ぎると言われております。この本の趣旨は、中山間地の放棄農地・休耕田を使いソーラーパネルを設置し、太陽光電気により水を電気分解して水素を生産するもので、名づけて水素農家と言っております。その水素を家庭や事業所に供給し、燃料電池で電気に還元し、回転エネルギー、熱エネルギー、電気自動車、ハイブリッドカーなどに使うものです。

水素社会の基礎をなす水素農家は、現代のエネルギー社会の巨大資本による電力、都市ガス、石油事業のような資本集中型事業とは基本的に異なります。

十月二十六日の毎日新聞には、ドイツの農家で自然電力で年収三千七百万円とありましたが、奈良県の水素農家の売り上げは、一ヘクタール当たり七千六百五十六万円と試算されております。もちろん、これには農地問題、クリアしなきゃいかん問題があることは承知の上でございます。

自然エネルギーはコスト高につくと思われがちですが、ドイツ環境省のカイ・シュリーゲンリヒさんによりますと、火力や原子力発電が環境や人間に及ぼす害や危険性保護費を電気料金に上乗せするなら、自然エネルギーは競争力は持てると言っております。経済産業省のエネルギー基本計画においても、長期的展望を踏まえた取り組みがなされており、予想される一つのケースとして、この水素エネルギーなどの実証実験が国家的に進められていくものと考えられます。

そこで質問ですが、将来の水素エネルギー社会を展望して、かつ、温暖化対策、脱化石燃料、脱原発を目指すため、県有施設において太陽光発電を強力に推進されてはどうか。

また、民間住宅の太陽光発電の普及を図るため、ローン制度を活用した場合、県独自の利子補給制度を創設してはどうか。あわせて、風致地区での太陽光パネル設置に当たり、景観面で柔軟な対応を要望しておきたいと思います。

次に、国道二五号斑鳩バイパス道路計画の進め方についてお尋ねいたします。

この道路には、斑鳩バイパス、いかるがパークウェイ、新竜田道と三つの名前がありますが、県の見解では、正式名称は斑鳩バイパスだということですから、バイパスという言葉を使わせていただきます。

この計画は、昭和四十二年、斑鳩町における大和都市計画道路斑鳩中央線として都市計画決定がなされ、昭和四十七年、建設省が国道二五号の交通安全対策のため、バイパスとして建設を決定しました。これを知った計画路線周辺住民は、このバイパス計画に反対するため、昭和四十八年、斑鳩バイパス計画白紙撤回要求連絡協議会を結成して運動を開始し、国・県・町にバイパス計画の問題点を指摘し、陳情書、請願書、要望書を出すほか、昭和五十四年からは毎年、住民独自の交通量調査を実施し、その都度、声明文を出すなど、反対運動を続けてきております。

しかし、こうした反対住民の声を全く無視し、国は二〇〇四年、平成十六年には、モデル道路と称して四百メートル区間に工事着手し、ずるずると西に向けて工事を進め、今では県立竜田公園の竜田川に架橋の工事を進めております。この工事により、古代に風光明媚をうたわれた竜田川、三室山の環境と景観は全く台なしにしまいました。

国や町は、反対住民に話し合いの席に着くように呼びかけてきておりますが、計画路線周辺に重大な環境被害を及ぼすこの道路に強く反対している住民は、建設を前提とした話し合いにはとても応じないでしょう。一度でもそのような機会を持てば、例えば住民がその場で強く反対しても、国や町は地元住民には説明を済ませたとして処理されることは明らかであります。そのような相手の手に乗るような行動は絶対に避けると思われます。現斑鳩町長は一期目の選挙で、バイパス路線を見直すと反対住民に約束し、三十票の差で当選されました。その後、斑鳩町長は建設促進派に転向しました。バイパス反対住民は町長にだまされたと思っております。

先日、このバイパス工事にかかわっている県の職員や国から出向してこられた県職員に、こうした見直しの経緯などあったことを承知しているのかと尋ねましたところ、知らないとの答えでした。これは国や県が直接影響を受ける住民の声を正しく受けとめないで、斑鳩町当局の言い分のみを聞いているところにあると思われます。

また、着工前に遺跡発掘をしています。中世や弥生時代のものが出てきております。私は県議会特別委員会で遺跡の地元説明を求めたところ、県は直ちに説明会をするような答弁をされましたが、結局、斑鳩町の抗議に遭ったようで、その後は知らん顔で、議会答弁

を何と心得ているのでありましょうか。発掘現場では立入禁止の看板を立て、町議会議員が議会報告ビラづくりの写真撮影をすると、町職員がきつく注意をするという状態にまでなっています。

そこで質問ですが、県は、これからバイパス沿線住民と道路計画の問題を真摯に話し合うことなく、強制手段を講じてでも進めていくべきと考えているのでしょうか。この工事費の三分の一は県が負担をすることになっています。住民対策は国や斑鳩町に任せておいてよいのでしょうか。県としてのお考えをお尋ねいたします。

最後に、インターネット検索会社グーグルのストリートビューについてお尋ねいたします。

ことし八月より始まったストリートビューは、公道上で高さ二・五メートルのカメラで三百六十度撮影し、それをインターネットで公開するやり方です。見たい人は地名をクリックすれば、その周辺のまち並みを見ることができます。奈良県内も既に主要道は配信をされております。便利だという声がある反面、住宅街、学校、病院などの映像は、のぞき見のような画像であれば、プライバシーの侵害や防犯上の問題にもなります。

また、このストリートビューを用いて被差別部落の様子をのぞいたり、往来や屋内の人が写ったり、これはぼかしを入れているようですが、新しい差別手法が編み出される可能性があると思います。人権擁護の観点から、県としてどのような対応をお考えでしょうか。くらし創造部長にお聞きいたします。

以上、一部を除き荒井知事にお尋ねいたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)
○副議長（神田加津代） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十三番梶川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、労働者派遣法の抜本改正についての見解などについてお問い合わせがありました。

その背景を見てみますと、経済グローバル化があると思います。その意味は、国境を越えて、資本と労働へのアクセスが飛躍的に自由になることだと思います。その結果、余剰な資本と労働が有効利用され、世界の経済を活性化した面はありますが、資本や労働を利用する際に遵守すべき基本的な規範が崩れてしまった面もあると思います。

労働力の経営組織間の移動や雇用形態の弾力化がもたらした一つの大きな問題は、正規社員と非正規社員間のいろいろな面での格差だと思います。多様な働き方を可能にしつつ、正規、非正規の格差が生じないようにできればよいのですが、何かと難しいことだと思います。

普通の働き方をしたいという切実な思いを述べた本もあると書評で拝見したこともありますが、雇用の形態はいかにあれ、労働に対する全うな扱い方は必要だと思います。

参議院議員時代は法務委員会に長く所属したこともあり、外国人労働法制に関心があり多少の勉強もいたしましたが、知事となりましてからは、労働法制について政府に物を申すほどの見識は持ち合わせておりません。

しかし、本県は非正規雇用の割合が全国的にも高い実情がございます。そのことにかんがみ、その事情から発生する問題をどう扱うかは、本県の重要課題だと考えています。そのため、非正規雇用問題に関して、本年十月に緊急に雇用問題研究会を立ち上げ、本県の実情にどのように対応すべきかについて検討を進めているところでございます。

今後、来年度予算への反映、国の補正予算等の活用により、地域の実情に合った施策を展開してまいりたいと考えております。

小児二次救急輪番体制についてのお問い合わせがございました。

小児救急医療最大の問題は、急を要さない軽症患者が二次救急を受け持つ小児輪番病院へ殺到し、本来の重症患者の治療に支障を来すとともに、当直医の過重労働にもなる点にあると認識しております。

県がことし八月に実施した調査でも、二次輪番病院で救急受診をされた患者さんのおよそ三分の二が投薬のみなど、一次応急診療所で対応可能な症状であったという結果が出ております。そこで、軽症の患者を二次救急病院へ回さない方策として、議員提案の一次診療所を集約して、そこへ誘導してはどうかという考え方については、望ましい政策であると考えます。

具体化を図るためにどうすればいいかということでございますが、小児救急に当たる一次診療所を何カ所かに集約して、広域的支援を行う仕組みを検討することが必要だと思います。そのほかの方策といたしましては、症状に応じて行く診療所が異なるということを県民に理解していただくことも重要な課題だと思います。また、〇・五次救急としての小児救急電話相談の拡大も必要なことだと思います。

どのような症状でも、小児のことでございますので、親御さんは大変心配なことだと思いますが、何でも二次輪番に殺到する、いわゆるコンビニ受診を避けるための適切な受診の周知・誘導をする努力もしていきたいと考えております。

また、二次輪番病院に勤務する医師の手当など、待遇や勤務環境の改善についてでございますが、市町村の応急診療所で従事していただいている開業医の報酬との差があること、また、勤務環境が大変厳しいことは事実だと認識しております。

一方、地域医療等対策協議会の部会員の小児科医からは、まずは、患者の適正な振り分けによる二次輪番体制の勤務体制の改善を強く提言されております。先ほど申し上げた患者の誘導や軽症の小児患者の受け皿となる休日夜間応急診療所の体制・設備の充実などから、市町村医師会等関係機関とも協議し、早急に取り組むべき課題だと考えます。

看護師の確保についてのお問い合わせがございました。

看護師の離職を防止するためには、勤務の負担軽減と看護師の確保を図ることが重要であると思います。これまでも卒業予定者を対象とした定期募集のほかに、毎月の随時募集や潜在看護師の研修などを実施し、看護師の確保に努めてきたところでございます。

しかしながら、来春の新規採用予定者が例年に比べて落ち込んだことから、今年度末までの退職予定者及び育児休業の取得者等を考慮すると、来年四月には、県立三病院合わせ

て九十名を超える不足となる見込みでございます。特に県立奈良病院においては、五十名程度の不足が生じる見込みでございます。

こうした状況でございますので、現時点では、県民の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県立奈良病院における病床の一部休止も検討せざるを得ない実情でございます。引き続き看護師の確保に努めるとともに、勤務の負担軽減を図るため、臨時職員の活用も検討していく必要があると思います。

また、離職防止の課題をご指摘ありましたが、重要で必要な対策の分野だと認識しております。

今後、実効ある対策を確立するためには、夜間保育の実施等、夜間の勤務条件の改善、またＩＴ化推進による看護業務の省力化など、勤務条件の改善を進めていく必要があると思っております。

次に、県内市町村の財政悪化と同和対策事業の考え方などについてのご質問がございました。

平成十九年度の市町村普通会計決算状況については、去る十一月十二日に報道機関に発表いたしました。

県内市町村の財政状況は、家計に例えますと、給料で最低限の生活費が賄えているのかを見る指標であります経常収支比率がさらに悪化しております。そのような経常収支の赤字団体が七団体ございますし、全国の中でも三分の一が奈良県に集中している状況でございます。

県としては、現在の市町村財政にとって負担となっております公債費、借金の返済費でございますが、その主たる要因は、過去に景気対策等のために実施された単独事業の財源として発行した地域総合整備事業債に起因するものと考えております。實際上、県内市町村の平成十九年度における地域総合整備事業債の元利償還金は約九十三億円でございますが、地域改善対策特定事業債の元利償還金は約七億円でございます。ご指摘の新聞記事とは認識が異なっているものと考えます。

このため、今後、市町村の決算状況について確定値の公表を行う際には、特に公債費に関し、その要因を具体的に明らかにした内容により発表したいと考えております。

また、同和行政の基本的思想についてのお問い合わせもございましたが、これまでの同和対策の成果を大切にしながら、引き続き同和問題を人権問題の重要課題の一つとして位置づけ、人権行政の総合的な推進に努めていきたいと考えております。

太陽光発電の推進についてのご質問がございました。

水素エネルギーの活用につきましては、今後の技術開発を待たなければならない部分も多いことと存じます。しかし、既に実用化の域にあります太陽光発電設備の設置については、発電時にＣＯ２を排出しないことから、今後、温暖化対策を推進する上で重要な施策の一つと認識しております。

こうしたことから、まず、県有施設における太陽光発電設備の整備について、例えば水道局御所浄水場や図書情報館等にソーラーパネルを設置するなど、可能なところからその導入を図ってきております。両施設での年間のCO₂削減効果は、それぞれ二十万八千キログラム及び九千三百キログラムとなっており、合わせて約二百二十世帯の年間電気使用量により排出されるCO₂の量に相当すると計算されております。

今後も太陽光発電をはじめとする自然エネルギー設備の県有施設への導入については、施設の改築機会などをとらえて、導入が可能なところがあれば積極的に検討を行うよう担当部局に指示しているところでございます。

また、住宅用太陽光発電システムの設備につきましては、さきの国の補正予算で設置費の補助制度が創設されました。一基当たり平均で二十万円程度を設置者に定額補助するものでございますが、県といたしましても、太陽光発電システムの設置は必要な取り組みの一つだと考えます。住宅や民間施設への普及に関し、利子補給等も含め、助成の仕組みを検討してまいりたいと考えます。

斑鳩バイパス工事の進め方についてのご質問がございました。

斑鳩バイパスは、道路の必要性の観点から見ますと、現国道二五号が有する課題を解決するために必要な道路だと認識しております。

課題として挙げられることは、例えば、二車線にもかかわらず、一日当たり約二万八千台と交通量が多く、特に交通渋滞が厳しいこと。この交通量は県内の百五十八区間のうち七番目の交通量の多い道路でございます。また、交通渋滞も百五十八区間のうち六番目に交通渋滞が発生する道路でございます。また、渋滞を避ける通過交通が通学路など生活道路に進入し、住民生活に支障を及ぼしていると思っています。死傷事故率が極めて高い交差点、例えば三室交差点でございますが、存在し、事故が多い区間が現道の中にございます。

事業の進め方についてでございますが、斑鳩バイパスの事業主体は国でございます。同バイパスの整備に向けて、国が沿線自治会へ計画説明を行い、地元住民の方々にご意見を伺いながら事業を進めております。事業推進の責任は国にある事業となっております。

事業推進を期待する多くの自治会がある中で、事業計画に反対される一部の自治会に対して、国は計画説明の申し入れを行い、事業計画への理解を得るための努力を行うなど、真摯な対応を行っている聞いております。一部であれ、強い反対がありますと、道路の整備はなかなか進まないのが実際上のことだと思います。しかし、現国道二五号の厳しい課題を踏まえ、県としては、国や町が地元住民のご理解を得るために、なお一層説明責任を果たすよう期待するところでございます。

今後とも、引き続き国・県・町が連携し、地域住民のご理解とご協力が得られるように努めてまいりたいと考えます。

私に対する質問は以上でございます。

○副議長（神田加津代） 松永くらし創造部長。

◎くらし創造部長（松永久典） （登壇）四十三番梶川議員のご質問にお答えいたします。

私には、グーグル社が始めたストリートビューについて、人権や防犯上問題があり、県の対応はどうかというお尋ねでございます。

グーグル社が始めた地図サービスのストリートビューは、地上から撮影したまちの写真画像を無料で見ることができ、議員ご指摘のとおり、プライバシーの侵害や防犯上の面から問題ではないかとの批判に加え、新たな人権侵害につながる危険性も有していると認識しております。また、航空写真等の画像を利用して自作の地図を作成できるマイマップも、利用者が個人情報を書き込み流出させる事例が出ているなど、社会問題化しているところでございます。

こうしたことから、グーグル社は、ストリートビューについてはプライバシー保護の観点から、車のナンバープレート等の判別可能な画像をユーザーからの通報等に基づき削除等を行っているところでございます。また、マイマップについても、書き込んだ個人情報の削除に努めていると聞いております。

県内では、こうした地図サービスを悪用した差別表現の流布等の新たな人権侵害は現在確認されておりませんが、後者のマイマップについては、啓発連協からの申し入れも踏まえ、県庁内の業務で個人情報を書き込んだ内部資料を作成している場合は、速やかに削除するとともに、人権施策課に連絡するよう、十一月二十六日付けで各課に文書通知したところでございます。

県としては、これまでもインターネット上の人権侵害を許さない社会的雰囲気づくりや、差別書き込みをされた場合の対応の仕方などの啓発に努めてきたところでございます。今回の件につきましても注視するとともに、必要に応じて関係機関に削除要請を行うなど、引き続き、国、啓発連協、市町村、関係団体と連携を密にし取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） 幾つかの点で大変満足する回答をいただきました。

特にきょうはバイパスの反対住民の皆さんがお越しですから、この道路は、一たんは町長も問題ありきで見直しますと言った道路なんです。それが、結局、町長のまた豹変で、非常に住民に不信を招いているところで、そこをどう解きほぐすかというのが課題なわけで、県としても、その点を、もうそんなことは過去の話で知らんということで着々と道路を進めていくんでなしに、きっちりと話し合いをするように、決して強制執行というようなことのないように私は特にお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（神田加津代） これをもって、当局に対する代表質問を終わります。

○副議長（神田加津代） 四番浅川清仁議員。

◆四番（浅川清仁） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（神田加津代） お諮りします。

四番浅川清仁議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明、十二月五日の日程は、当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時四分散会